

### 3.2.4 環境保全上の指定・規制の状況

#### (1) 環境基本法に基づく環境基準

##### 1) 大気汚染に係る環境基準

「環境基本法」(平成5年11月法律第91号)第16条第1項の規定に基づき、大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持することが望ましい基準として、二酸化いおう、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の10物質に関して、それぞれ環境基準が設定されている。

大気汚染に係る環境基準は、表3.2.4-1に示すとおりである。

表 3.2.4-1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化いおう	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m <sup>3</sup> 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。</li> <li>浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が10μm以下のものをいう。</li> <li>二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。</li> <li>光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレート、その他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。</li> <li>ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。</li> <li>微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後採取される粒子をいう。</li> </ol>

出典：「大気汚染に係る環境基準について」(昭和48年5月8日 環告第25号)

「二酸化窒素に係る環境基準について」(昭和53年7月11日 環告第38号)

「ベンゼン等による大気汚染に係る環境基準について」(平成9年2月4日 環告第4号)

「微小粒子状物質による大気汚染に係る環境基準について」(平成21年9月9日 環告第33号)

## 2) 水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「人の健康の保護に関する環境基準」及び「生活環境の保全に関する環境基準」が定められている。

「人の健康の保護に関する環境基準」は全ての公共用水域に適用され、「生活環境の保全に関する環境基準」は河川、湖沼及び海域別に水域の利用目的に応じて設定されている。

水質汚濁に係る環境基準は表 3.2.4-2 (1) ～ (6) に、対象事業実施区域周囲の河川・海域における環境基準に係る水域類型の指定状況は図 3.2.4-1 に示すとおりである。

表 3.2.4-2 (1) 水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
P C B	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下		
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格 K0102 (以下「規格」という) 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環告第59号)

表 3.2.4-2 (2) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川(湖沼を除く)>

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 自然環境保全及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	50MPN /100ml 以下
A	水道2級、水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げる もの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100ml 以下
B	水道3級、水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100ml 以下
C	水産3級 工業用水1級及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げる もの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L 以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2mg/L以上	—
<p>備考</p> <p>1. 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。</p> <p>2. 農業利用水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上とする(湖沼もこれに準ずる)。</p> <p>3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる)。</p> <p>4. 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100ml中の最確数について最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。</p>						

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環告第59号)

表 3.2.4-2 (3) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<河川(湖沼を除く)>

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
備考 1. 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。				

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号)

表 3.2.4-2 (4) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産 1 級、水浴、自然環境保全及び B 以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN /100mL 以下	検出されな いこと。
B	水産 2 級、工業用水及び C の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-
備考 1. 水産 1 級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。						

注 1) 自然環境保全: 自然探勝等の環境保全

注 2) 水産 1 級: マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産 2 級の水産生物用

水産 2 級: ポラ、ノリ等の水産生物用

注 3) 環境保全: 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

出典:「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和 46 年 12 月 28 日 環告第 59 号)

表 3.2.4-2 (5) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全燐
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種、水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下
備考			
1. 基準値は、年間平均値とする。			
2. 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。			

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

注3) 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環告第59号)

表 3.2.4-2 (6) 水質汚濁に係る環境基準

○生活環境の保全に関する環境基準<海域>

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」(昭和46年12月28日 環告第59号)

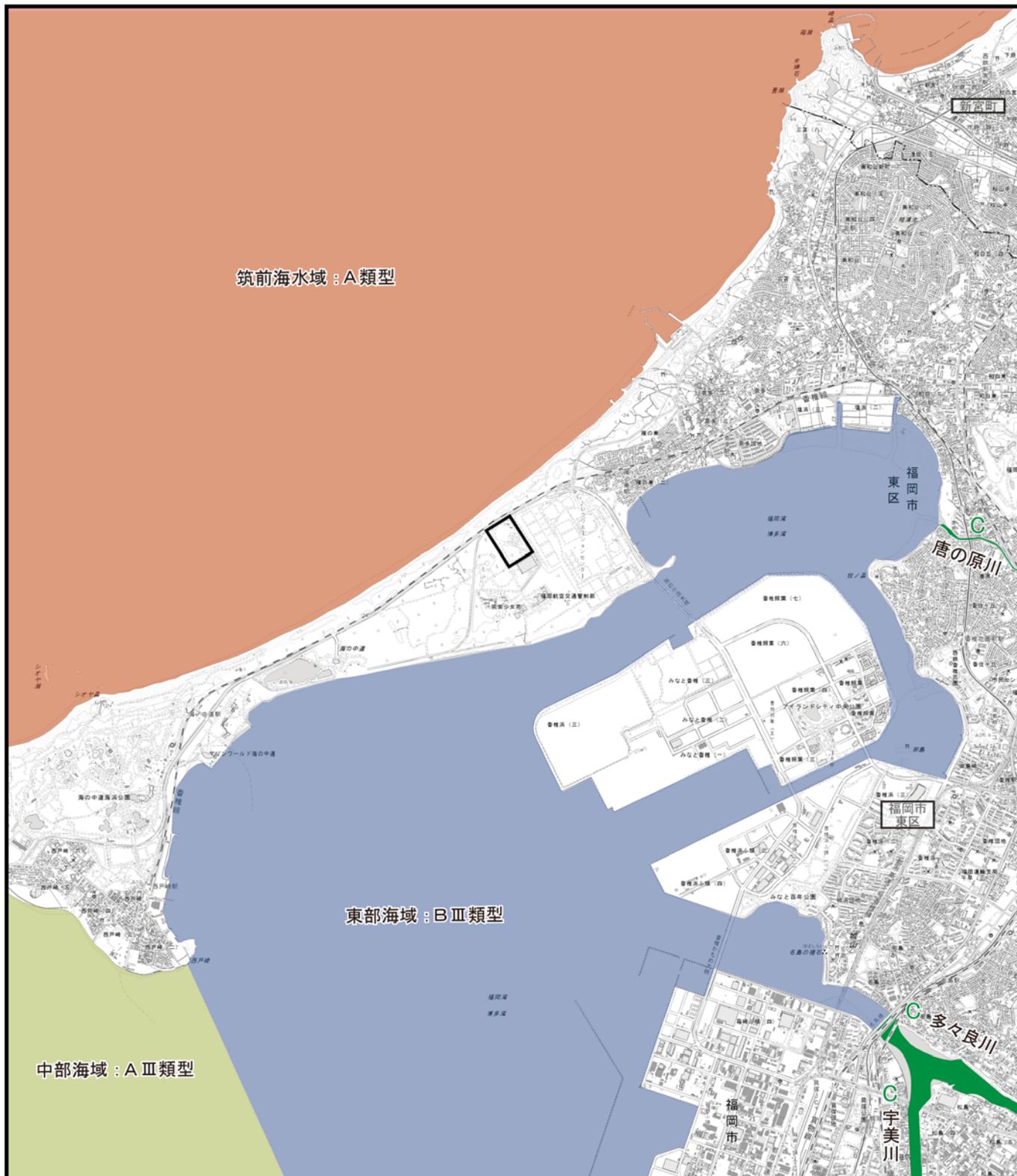


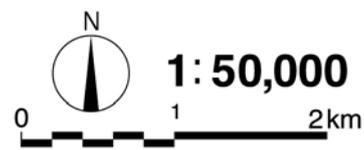
図 3.2.4-1 水域類型指定状況

凡例

: 対象事業実施区域  
 ..... : 市町村界

河川類型指定  
— : C類型

海域類型指定  
■ : A類型  
■ : AⅢ類型  
■ : BⅢ類型



出典：「水域別環境基準類型指定」(福岡県ホームページ)  
 「平成26年度版公害関係測定結果」(平成27年2月 福岡県)

### 3) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 3.2.4-3 に示すとおりである。

表 3.2.4-3 地下水の水質汚濁に係る環境基準

○人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
砒素	0.01mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L 以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
備考			
1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本工業規格(以下「規格」という)K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			
4. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。			

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」(平成9年3月13日 環告第10号)

#### 4) 騒音に係る環境基準

##### ア. 一般住居環境

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

騒音に係る環境基準は表 3.2.4-4 (1) ～ (3) に、対象事業実施区域周囲における騒音に係る環境基準の地域類型は図 3.2.4-2 に示すとおりである。

なお、この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しないものとする。

表 3.2.4-4 (1) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域以外の地域(一般地域))

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(LAeq)によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

注3) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注4) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注5) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注6) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

注7) 地域類型のあてはめは、平成24年4月1日 福岡市告示第113号に基づいて以下とする。

AA : 当該地域なし

A : 騒音規制法第3条第1項の規定に基づき指定する地域(以下「指定地域」という。)のうち、同法第4条第1項の規定に基づき定める時間及び区域の区分ごとの規制基準(以下「規制基準」という。)により第1種区域に区分された地域

B : 指定地域のうち、規制基準により第2種区域に区分された地域

C : 指定地域のうち、規制基準により第3種区域及び第4種区域に区分された地域

除外 : 工業専用地域、臨港地区、福岡空港

出典 : 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環告第64号)

(地域類型のあてはめ : 平成24年4月1日 福岡市告示第113号)

表 3.2.4-4 (2) 騒音に係る環境基準(道路に面する地域)

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。		

注1) 時間の区分は、表 3.2.4-4(1)の注1)と同様である。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(LAeq)によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

注3) 地域類型のあてはめは、表 3.2.4-4(1)の注7)と同様である。

注4) 「道路に面する地域」とは、表 3.2.4-4(2)に掲げる地域に該当する地域をいう。

出典 : 「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環告第64号)

(地域類型のあてはめ : 平成24年4月1日 福岡市告示第113号)

表 3.2.4-4 (3) 騒音に係る環境基準(幹線交通を担う道路に近接する空間)

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45 デシベル以下、夜間にあっては40 デシベル以下)によることができる。	

注1) 時間の区分は、表 3.2.4-4(1)の注1)と同様である。

注2) 騒音の評価手法は、等価騒音レベル(LAeq)によるものとし、時間の区分ごとの全時間を通じた等価騒音レベルによって評価することを原則とする。

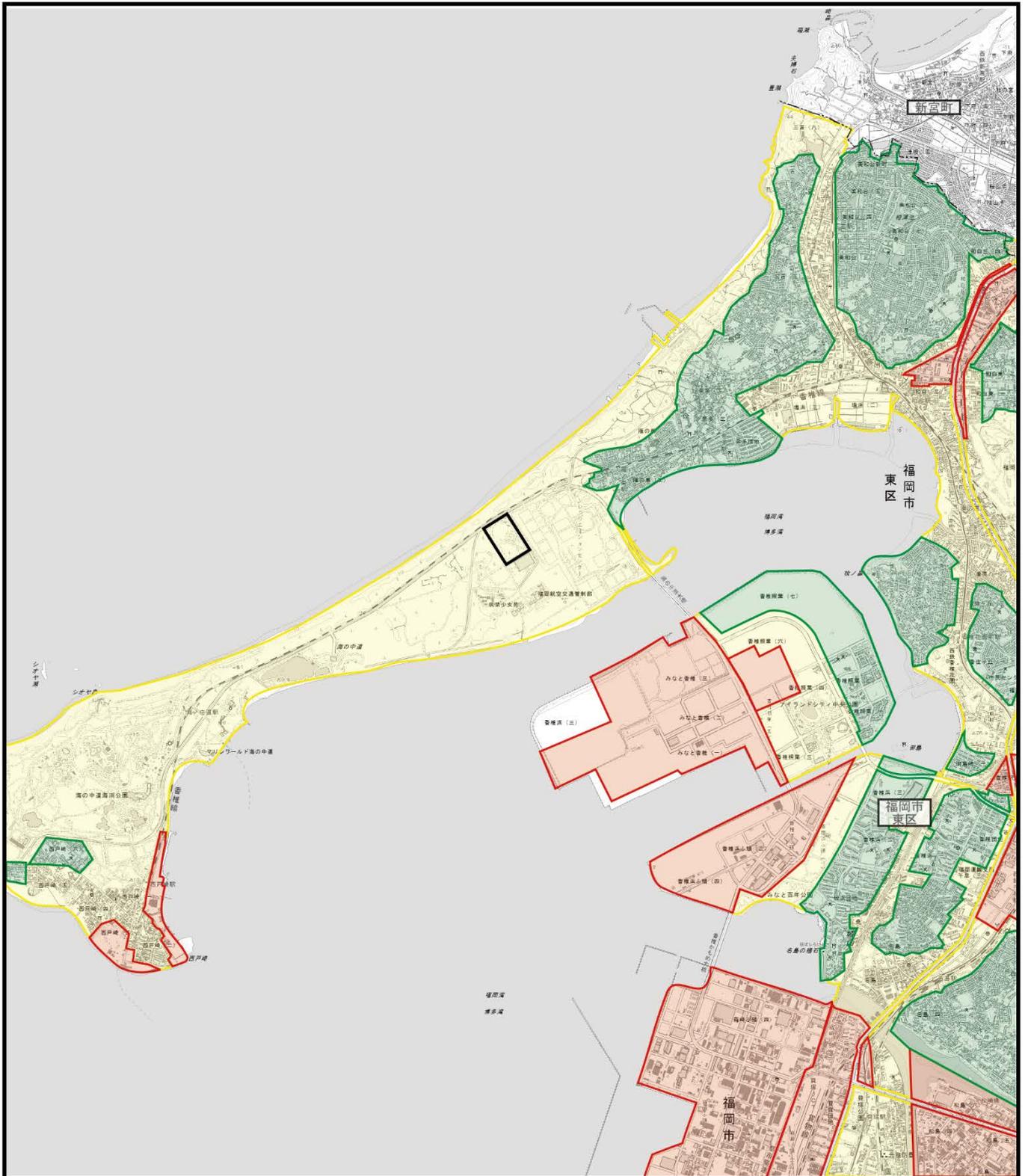
注3) 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。

- 1) 道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては4車線以上の区間に限る。)
- 2) 前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第7条第1項に定める自動車専用道路。

注4) 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。

- 1) 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15m
- 2) 2車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路 20m

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環告第64号)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : A類型
- : B類型
- : C類型

図 3.2.4-2 騒音に係る環境基準の類型指定状況



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)

## イ. 航空機騒音

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、航空機騒音に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められている。

航空機騒音に係る環境基準は表 3.2.4-5 に、対象事業実施区域周囲における航空機騒音に係る環境基準の地域類型は図 3.2.4-3 に示すとおりである。

なお、航空機騒音に係る環境基準については、環境省より平成19年12月17日付で一部改正が告示されている。改正前の環境基準は表 3.2.4-6 に示すとおりである。

表 3.2.4-5 航空機騒音に係る環境基準

地域の類型	基準値 (L <sub>den</sub> )
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下
備考 1. 1日平均着陸回数が10回以下の飛行場についても適用対象とする。 2. 平成25年4月1日施行	

注1) Iをあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注2) 地域類型は福岡県告示第672号(平成4年4月6日)に基づいて指定されており、以下に示すとおりである。

I : 第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域

II : 類型Iをあてはめた地域以外の地域

ただし、工業専用地域、市街化調整区域にある森林地域(国土利用計画法)、河川区域(河川法)、海上、湖沼及び福岡空港敷地は除く

注3) L<sub>den</sub>とは、時間帯補正等価騒音レベルのことで、航空機の飛行音や地上音を時間帯によって重み付けし、1日の航空機騒音レベルを評価した指標である。単位はデシベル(dB)で表す。

注4) 環境基本法における航空機騒音に係る環境基準が改正され、平成25年4月から評価指標が加重等価平均感覚騒音レベル(WECPNL)から時間帯補正等価騒音レベル(L<sub>den</sub>)に変更された。(「航空機騒音に係る環境基準について」昭和48年12月27日環告第154号最終改正 平成19年環告第114号)

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和48年12月27日環告第154号)

(区域の区分：平成4年4月6日福岡県告示第672号)

表 3.2.4-6 航空機騒音に係る環境基準(改正前)

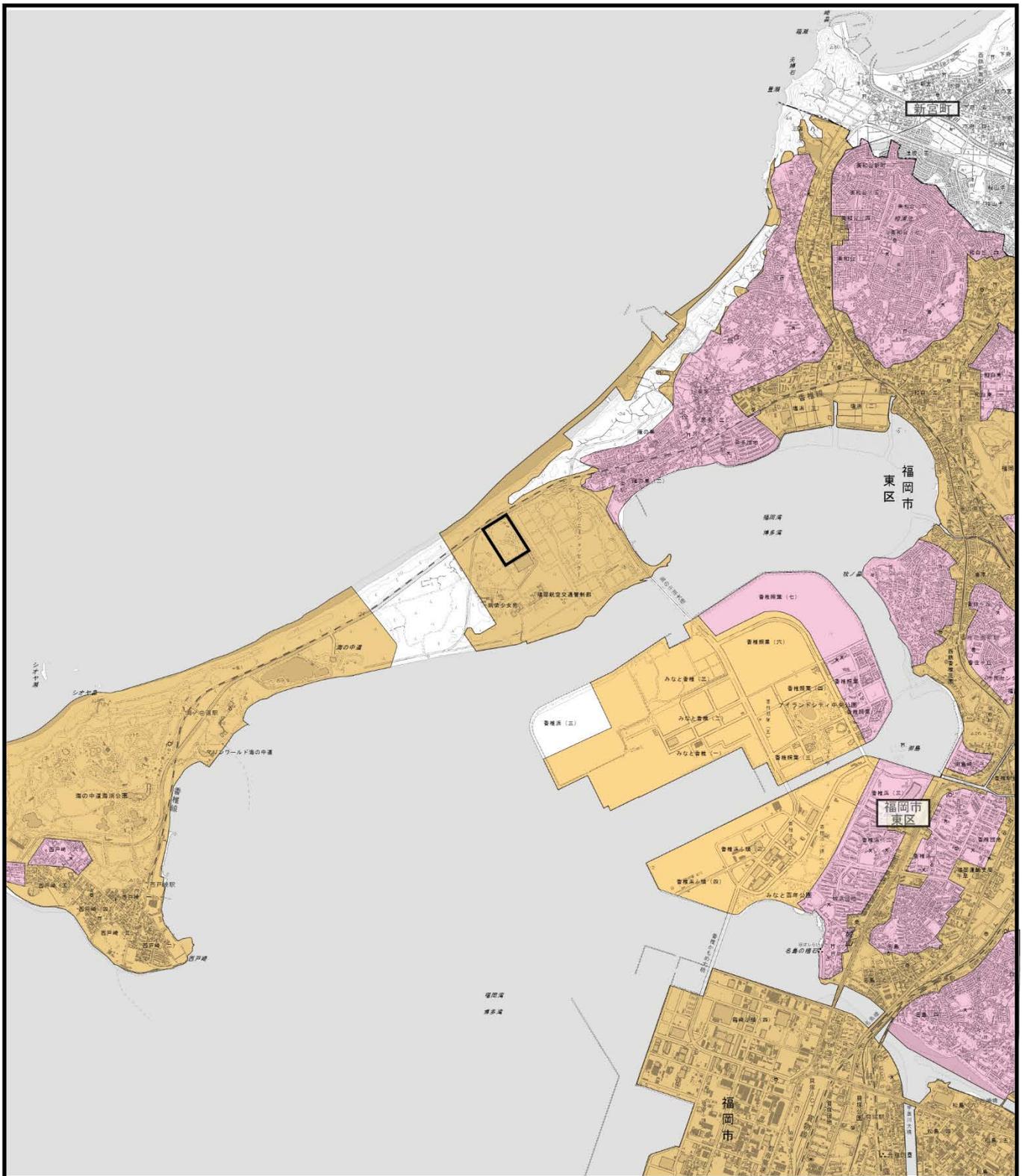
地域の類型	基準値 (WECPNL)
I	70 以下
II	75 以下

注1) Iをあてはめる地域は専ら住宅の用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

注2) WECPNLとは、加重等価平均感覚騒音レベルのことで、最大騒音レベルのパワー平均値に、夕方の機数、夜間の機数による補正を加えて算出される評価指標である。

出典：「航空機騒音に係る環境基準について」

(昭和48年12月27日環告第154号)



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 類型Ⅰ
- : 類型Ⅱ

図 3.2.4-3 航空機騒音に係る環境基準の類型指定状況

出典：「福岡都市計画総括図」（平成27年4月 福岡市）

## 5) 土壌の汚染に係る環境基準

「環境基本法」第16条第1項の規定に基づき、土壌に係る環境上の条件について、生活環境を保全し、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、銅等の27項目に関して環境基準が定められている。

土壌の汚染に係る環境基準は、表 3.2.4-7 に示すとおりである。

表 3.2.4-7 土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌 1 kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
備考	<ol style="list-style-type: none"> <li>環境上の条件のうち検液中濃度に係るものについては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</li> <li>カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値については、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1 mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。</li> <li>「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</li> <li>有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。</li> </ol>

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」(平成3年8月23日 環告第46号)

## 6) ダイオキシン類による環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月法律第 105 号)第 7 条の規定に基づき、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境上の条件につき人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として、表 3.2.4-8 に示すとおり環境基準が定められている。

表 3.2.4-8 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考	
1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。 4. 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典:「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準について」(平成 11 年 12 月 27 日環告第 68 号)

## (2) 大気汚染に係る規制

### 1) 施設の設置等に対する規制

「大気汚染防止法」(昭和 43 年 6 月法律第 97 号)では、同法で規定するばい煙発生施設及び粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設を設置しようとする場合に届け出義務を課すほか、ばい煙の排出基準及び粉じん発生施設の構造、使用、管理に関する基準、揮発性有機化合物排出施設の排出基準が定められている。

また、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」(平成 14 年 12 月福岡県条例第 79 号)では「大気汚染防止法」の規模要件に該当しない小規模の施設についても、同条例で規定する、ばい煙に係る特定施設として設置する場合に届出が義務づけられ、排出基準が定められている。

対象事業実施区域周囲において、大気汚染防止法及び条例で規制されている物質及びその規制基準の概要は、表 3.2.4-9 に示すとおりである。

また、ばい煙発生施設又は特定物質(アンモニア等 28 物質)を発生する施設を設置している者に対して、事故が発生した場合の応急措置及び復旧義務が課せられている。

表 3.2.4-9 規制対象物質及びその規制基準の概要

規制物質	規制基準	法令	備考	
硫黄酸化物	排出口の高さ (He) 及び地域ごとに定める定数 K の値に応じて規制値 (排出量) を設定。 $q=K \times 10^{-3} \times He^2$  K 値: 福岡市 8.76 その他の市町 17.5	大気汚染防止法施行規則第 3 条	汚染地域に厳しくするため地域ごとに基準値を定めている。	
ばいじん	0.04~0.5g/Nm <sup>3</sup> (一般排出基準)	同第 4 条	施設の種類及び規模ごとに基準値を定めている。	
有害物質	カドミウム及びその化合物	1.0mg/Nm <sup>3</sup>	同第 5 条	施設を指定している。
	塩素	30mg/Nm <sup>3</sup>	同第 5 条	施設を指定している。
	塩化水素	80mg/Nm <sup>3</sup> (700mg/Nm <sup>3</sup> )	同第 5 条	施設を指定している。( ) 内は廃棄物焼却施設のみ。
	ふっ素、ふっ化水素及びふっ化けい素	1.0~20mg/Nm <sup>3</sup>	同第 5 条	施設によって 4 種の基準がある。
	鉛及びその化合物	10~30mg/Nm <sup>3</sup>	同第 5 条	施設を指定している。
	窒素化合物	新設: 60~400ppm 既設: 130~600ppm	同第 5 条	施設を指定している。

出典: 「大気汚染防止法施行規則」(昭和 46 年 6 月 22 日厚・通令第 1 号)

## 2) 自動車排出ガスの規制

現在、規制の対象となる「自動車」として、ガソリン、液化石油ガス又は軽油を燃料とする普通自動車、小型自動車、軽自動車、大型特殊自動車及び小型特殊自動車並びに原動機付自転車が定められており、「自動車排出ガス」として、一酸化炭素、非メタン炭化水素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質が定められている。

自動車が一定の条件で運行する場合に排出される自動車排出ガスの量の「許容限度」が定められており、自動車の種類・重量・乗車定員及びエンジンの修理、使用燃料、並びに排出形態別に応じた所定の測定方法による場合の、自動車排出ガスの排出重量又は排出濃度として定められている。

自動車排出ガスの量は、自動車の構造、装置等と密接不可分の関係にあり、その実施については「大気汚染防止法」では直接には行わず、「道路運送車両法」(昭和 26 年 6 月法律第 185 号)に基づいて規制を行うこととし、国土交通大臣は、同法に基づく規制の実施の際に、大気汚染の防止を図るべく自動車排出ガスの量の許容限度が確保されるように考慮しなければならないこととしている。

なお、「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」(平成 4 年 6 月法律第 70 号)において規定される窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域は、対象事業実施区域周囲には指定されていない。

### (3) 水質汚濁に係る規制

特定施設を設置し、公共用水域に排水を排出する工場・事業場に対しては、「水質汚濁防止法」(昭和45年12月法律第138号)に基づき排水の規制が行われている。水質汚濁防止法に基づく排水基準は表3.2.4-10(1)(2)に示すとおりである。この他、「福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例」及び「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例」(昭和48年3月福岡県条例第8号)においても規制対象工場・事業場の追加及び排水基準の強化(上乘せ排水基準)が定められている。

また、「瀬戸内海環境保全特別措置法」(昭和48年10月法律第110号)に規定された瀬戸内海の関係府県であるが、福岡市は対象とされていない。

なお、工場から公共下水道に排出される排水に対しては「下水道法」(昭和23年4月法律第79号)及び「福岡市下水道条例」(昭和37年8月福岡市条例第44号)により表3.2.4-11に示す下水排除基準が設けられている。

表 3.2.4-10 (1) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(有害物質による排水の汚染状態)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	カドミウム0.03mg/L
シアン化合物	シアン1mg/L
有機リン化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1mg/L
鉛及びその化合物	鉛0.1mg/L
六価クロム化合物	六価クロム0.5mg/L
砒素及びその化合物	砒素0.1mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀0.005mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
PCB	0.003mg/L
トリクロロエチレン	0.1mg/L
テトラクロロエチレン	0.1mg/L
ジクロロメタン	0.2mg/L
四塩化炭素	0.02mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L
チウラム	0.06mg/L
シマジン	0.03mg/L
チオベンカルブ	0.2mg/L
ベンゼン	0.1mg/L
セレン及びその化合物	セレン0.1mg/L
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ほう素10mg/L 海域に排出されるもの ほう素230mg/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの ふっ素8mg/L 海域に排出されるもの ふっ素15mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量 100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L
備考	
1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2. 砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第二条第一項に規定するものをいう。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総令第35号)

表 3.2.4-10 (2) 水質汚濁防止法に基づく排水基準(その他の排出水の汚染状態)

項目	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8以上8.6以下 海域に排出されるもの 5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
化学的酸素要求量	160 mg/L(日間平均120mg/L)
浮遊物質	200 mg/L(日間平均150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)	5 mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)	30 mg/L
フェノール類含有量	5 mg/L
銅含有量	3 mg/L
亜鉛含有量	2 mg/L
溶解性鉄含有量	10 mg/L
溶解性マンガン含有量	10 mg/L
クロム含有量	2 mg/L
大腸菌群数	日間平均3,000 個/cm <sup>3</sup>
窒素含有量	120 mg/L(日間平均60mg/L)
燐含有量	16 mg/L(日間平均8mg/L)
備考	<p>1. 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</p> <p>2. この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m<sup>3</sup>以上である工場又は事業場に係る排水水について適用する。</p> <p>3. 水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排水水については適用しない。</p> <p>4. 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p> <p>5. 生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>6. 窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が9,000 mg/Lを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p> <p>7. 燐含有量についての排水基準は、燐が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水水に限って適用する。</p>

出典：「排水基準を定める省令」(昭和46年6月21日 総令第35号)

表 3.2.4-11 下水排除基準

対象物質又は項目	単位	特定事業場		その他の事業場		
		日平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	日平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満	日平均排水量 50m <sup>3</sup> /日以上	日平均排水量 50m <sup>3</sup> /日未満	
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	
シアン化合物	mg/L	1	1	1	1	
鉛及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
六価クロム化合物	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5	
砒素及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	mg/L	0.005	0.005	0.005	0.005	
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと	検出されない こと	
セレン及びその化合物	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
ほう素及びその化合物	mg/L	230 (10)	230 (10)	230 (10)	230 (10)	
ふっ素及びその化合物	mg/L	15 (8)	15 (8)	15 (8)	15 (8)	
ポリ塩化ビフェニル (PCB)	mg/L	0.003	0.003	0.003	0.003	
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10	10	10	10	
トリクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
ジクロロメタン	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	
四塩化炭素	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04	0.04	0.04	0.04	
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	1	1	1	1	
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4	0.4	0.4	0.4	
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3	3	3	3	
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06	
ベンゼン	mg/L	0.1	0.1	0.1	0.1	
1,4-ジオキサン	mg/L	0.5	0.5	0.5	0.5	
有機燐化合物	mg/L	1	1	1	1	
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02	0.02	0.02	0.02	
チウラム	mg/L	0.06	0.06	0.06	0.06	
シマジン	mg/L	0.03	0.03	0.03	0.03	
チオベンカルブ	mg/L	0.2	0.2	0.2	0.2	
フェノール類	mg/L	5	-	5	-	
銅及びその化合物	mg/L	3	3	3	3	
亜鉛及びその化合物	mg/L	2	2	2	2	
鉄及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	-	10	-	
マンガン及びその化合物 (溶解性)	mg/L	10	-	10	-	
クロム及びその化合物	mg/L	2	2	2	2	
水素イオン濃度 (pH)	-	5~9	5~11	5~9	5~11	
生物化学的酸素要求量 (BOD)	mg/L	600	-	600	-	
浮遊物質 (SS)	mg/L	600	-	600	-	
ノルマル ヘキサン 抽出物質 含有量	(鉱油類)	mg/L	5	20	5	20
	(動植物油脂類)	mg/L	60	-	60	-
温度	℃	45	-	45	-	
よう素消費量	mg/L	220	220	220	220	

出典：下水排除基準一覧表（福岡市ホームページ、  
[http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/suishitsu/hp/criterion\\_list.html](http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/suishitsu/hp/criterion_list.html)）

#### (4) 騒音に係る規制

「騒音規制法」(昭和43年6月法律第98号)に基づき、騒音を防止する必要があるとして指定された地域内における工場・事業場の事業活動に伴う騒音及び建設工事に伴う騒音について規制が定められている。また、道路交通騒音については措置を要請する限度が定められている。

##### 1) 特定工場等の騒音に係る規制基準

「騒音規制法」の規定に基づく特定工場等(政令で定める特定施設〔金属加工機械等11種類〕を設置する工場又は事業場)において発生する騒音の福岡県及び福岡市内の規制基準は、表3.2.4-12に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図3.2.4-4に示すとおりである。

表 3.2.4-12 特定工場等の騒音に係る規制基準

時間の区分 区域の区分	昼間	朝・夕	夜間
第1種区域	50 デシベル以下	45 デシベル以下	45 デシベル以下
第2種区域	60 デシベル以下	50 デシベル以下	50 デシベル以下
第3種区域	65 デシベル以下	65 デシベル以下	55 デシベル以下
第4種区域	70 デシベル以下	70 デシベル以下	65 デシベル以下

注1) 時間の区分は以下のとおりである。

朝：午前6時から午前8時 昼間：午前8時から午後7時 夕：午後7時から午後11時  
夜間：午後11時から翌日の午前6時

注2) 第1種、第2種、第3種及び第4種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第3種区域：住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、騒音の発生を防止する必要がある区域

第4種区域：主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい騒音の発生を防止する必要がある区域

注3) 第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうちの患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベルを減じた値とする。

注4) 区域の区分については、平成9年3月31日福岡市告示第74号に基づいて以下とする。

第1種区域：第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域

第2種区域：主として、第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域・近隣商業地域(容積率200%)・市街化調整区域

第3種区域：主として、近隣商業地域(容積率300%)・商業地域・準工業地域

第4種区域：主として、工業地域・工業専用地域

除外地域：福岡空港

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日厚・農・通・運告第1号)

(区域の区分：平成9年3月31日福岡市告示第74号)

## 2) 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制

「騒音規制法」の規定に基づく、指定区域内における特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準は、表 3.2.4-13 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 3.2.4-4 に示すとおりである。

表 3.2.4-13 特定建設作業に伴って発生する騒音に係る規制基準

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界線における騒音の大きさ	第1号区域	85 デシベル以下
	第2号区域	
作業が出来る時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日における延作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域	禁止

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・くい打機(もんけんを除く。)くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業(くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。)
- ・びょう打機を使用する作業
- ・さく岩機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15kW以上のものに限る。)を使用する作業(さく岩機の動力として使用する作業を除く。)
- ・コンクリートプラント(混練機の混練容量が0.45m<sup>3</sup>以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が200kg以上のものに限る。)を設けて行う作業(モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。)
- ・バックホウ(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして、環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kW以上のものに限る。)を使用する作業
- ・トラクターショベル(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kW以上のものに限る。)を使用する作業
- ・ブルドーザー(一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kW以上のものに限る。)を使用する作業

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの騒音を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日における延作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 第1号区域は、騒音規制地域において区分された区域のうち、次に示す区域

- 1) 第1種区域
- 2) 第2種区域
- 3) 第3種区域
- 4) 第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域  
なお、第1種及び第2種区域は表 3.2.4-12 に示す内容と同様である。

注6) 第2号区域は、指定地域のうち、第1号区域以外の区域

注7) 区域の区分は、昭和61年4月1日 福岡市告示第74号に基づいて以下とする。

第1号区域：騒音の指定区域のうち第1種、第2種、第3種区域の全域第4種区域のうち学校等の周囲80m以内の区域

第2号区域：騒音の指定区域のうち1号区域以外の区域

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」

(昭和43年11月27日厚・建告第1号)

(区域の区分：昭和61年4月1日 福岡市告示第74号)

### 3) 自動車騒音の要請限度

「騒音規制法」では、指定地域内において定められた方法で測定を行った自動車騒音が表 3.2.4-14 に示す限度を超えることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものとし、また必要があると認められる時は道路管理者または管理行政機関の長に道路部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関して意見を述べることができると定められている。

なお、対象事業実施区域周囲における騒音規制地域の指定状況は、図 3.2.4-4 に示すとおりである。

表 3.2.4-14 自動車騒音の要請限度(等価騒音レベル(L<sub>Aeq</sub>))

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
1. a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
2. a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
3. b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域 及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

注 1) 昼間：午前 6 時から午後 10 時、夜間：午後 10 時から翌日の午前 6 時

注 2) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。)に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

注 3) a 区域、b 区域、c 区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事(指定都市の長)が定めた区域をいう。

a 区域：専ら住居の用に供される区域

b 区域：主として住居の用に供される区域

c 区域：相当数の住居と併せて、商業、工業等の用に供される区域

注 4) 区域の区分は、平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号に基づいて、表 3.2.4-12 に示す特定工場等の騒音の規制基準の区域の区分のうち、以下の区分とする。

a 区域：第 1 種区域

b 区域：第 2 種区域

c 区域：第 3 種、第 4 種区域

出典：「騒音規制法第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」

(平成 12 年 3 月 2 日 総令第 15 号)

(区域の区分：平成 12 年 3 月 30 日 福岡市告示第 86 号)

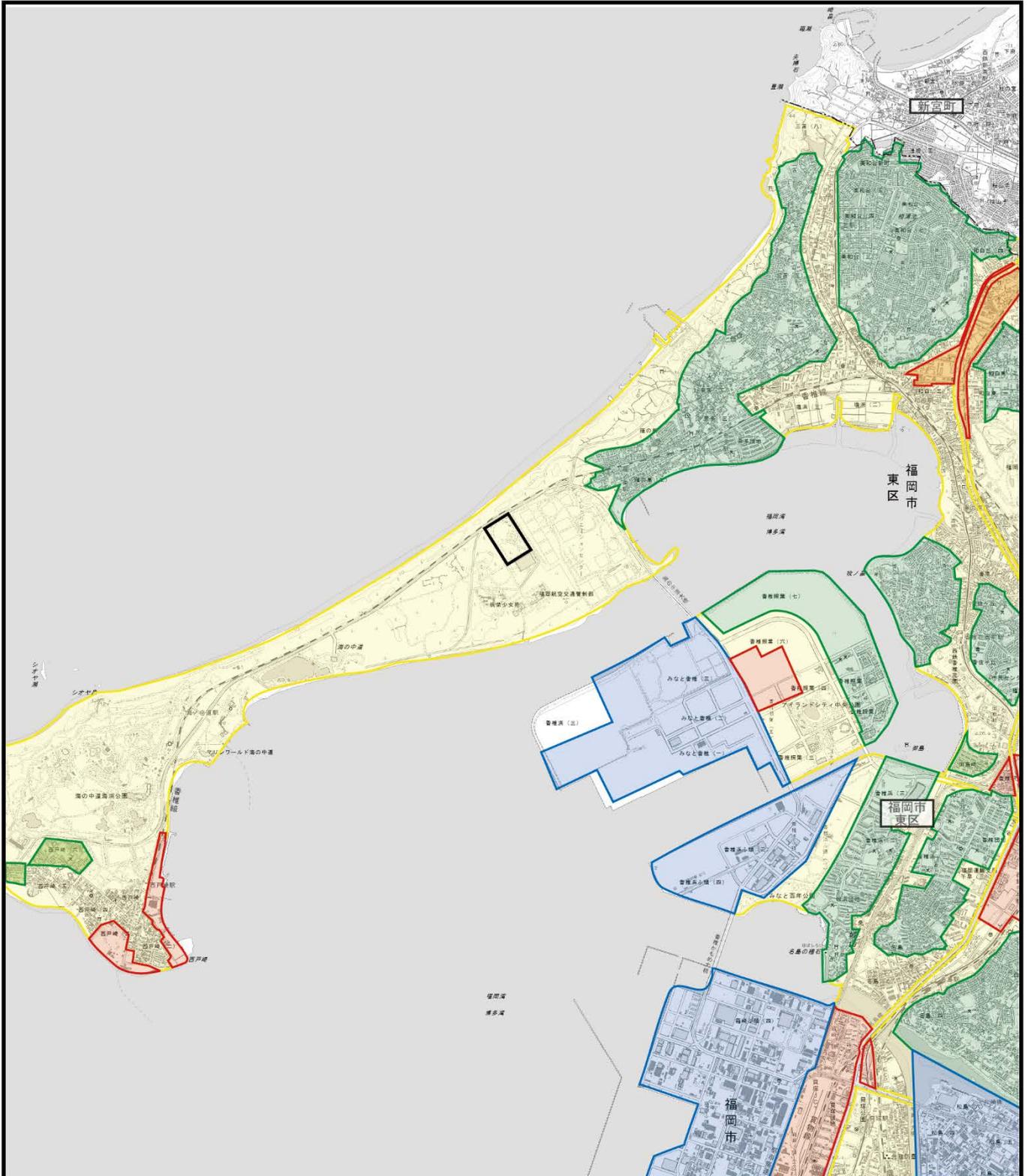


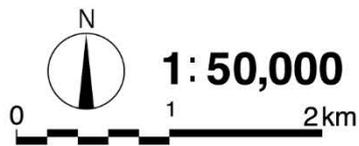
図 3.2.4-4 騒音規制地域図

凡 例

: 対象事業実施区域  
 - - - - - : 市町村界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	a区域
	第2種区域		b区域
	第3種区域	第2号区域	c区域
	第4種区域		

※学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)

## (5) 振動に係る規制

「振動規制法」(昭和51年6月法律第64号)に基づき、振動を防止する必要があるとして指定されている地域内における工場・事業場の事業活動に伴う振動及び建設工事に伴う振動について規制が定められているとともに、道路交通振動については措置を要請する限度が定められている。

### 1) 特定工場等の振動に係る規制基準

「振動規制法」の規定に基づく特定工場等[政令で定める特定施設(金属加工機械等10種類)を設置する工場又は事業場]の敷地境界線において振動の規制基準は、表3.2.4-15に示すとおり定められている。

また、対象事業実施区域周囲における特定工場等の振動に係る規制地域の指定状況は、図3.2.4-5に示すとおりである。

表 3.2.4-15 特定工場等の振動に係る規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第1種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
第2種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前8時から午後7時 夜間：午後7時から翌日午前8時

注2) 第1種、第2種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第1種区域：良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第2種区域：住居の用に合わせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注3) 振動規制法に規定する特定施設は以下のとおりである。

- ・金属加工機械：液圧プレス(矯正プレスを除く。)、機械プレス、せん断機(原動機の定格出力が1キロワット以上のものに限る。)、鍛造機、ワイヤーフォーミングマシン(原動機の定格出力が37.5キロワット以上のものに限る。)
- ・圧縮機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- ・土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機(原動機の定格出力が7.5キロワット以上のものに限る。)
- ・織機(原動機を用いるものに限る。)
- ・コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95キロワット以上のものに限る。)並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10キロワット以上のものに限る。)
- ・木材加工機械：ドラムバーカー、チップパー(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- ・印刷機械(原動機の定格出力が2.2キロワット以上のものに限る。)
- ・ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機(カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が30キロワット以上のものに限る。)
- ・合成樹脂用射出成形機
- ・鋳造型機(ジョルト式のものに限る。)

注4) 区域の区分については、平成9年3月31日 福岡市告示第77号に基づいて以下とする。

第1種区域：主として、第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域  
第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域  
第1種住居地域・第2種住居地域・準住居地域  
近隣商業地域(容積率200%)・市街化調整区域・都市計画区域外

第2種区域：主として、近隣商業地域(容積率300%)・商業地域・準工業地域  
工業地域・工業専用地域

除外する区域：福岡空港・工業専用地域及び臨港地区の一部

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」

(昭和51年11月10日 環告第90号)

(区域の区分：平成9年3月31日 福岡市告示第77号)

## 2) 特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制

「振動規制法」の規定に基づき、特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る基準は表 3.2.4-16 に示すとおりである。

また、対象事業実施区域周囲における特定建設作業に伴って発生する振動に係る規制地域の指定状況は、図 3.2.4-5 に示すとおりである。

表 3.2.4-16 特定建設作業に伴って発生する振動の規制に係る規制基準

規制種別	区域の区分	基準
敷地境界線における振動の大きさ	第1号区域	75 デシベル以下
	第2号区域	
作業が出来る時間	第1号区域	午前7時から午後7時
	第2号区域	午前6時から午後10時
1日における作業時間	第1号区域	10時間以内
	第2号区域	14時間以内
同一場所における作業期間	第1号区域	連続6日以内
	第2号区域	
日曜・休日における作業	第1号区域	禁止
	第2号区域	

注1) 特定建設作業とは、次に掲げる作業をいう。

- ・ くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。 )又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。 )を使用する作業
- ・ 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
- ・ 舗装版破砕機を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)
- ・ ブレーカー(手持式のものを除く。 )を使用する作業(作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。)

注2) 基準値は、特定建設作業の場所の敷地の境界線における値

注3) 基準値を超える大きさの振動を発生する場合に勧告又は命令を行うに当たり、1日における作業時間を「1日当たりの作業時間」欄に定める時間未満4時間以上の間において短縮させることができる。

注4) 基準には、災害その他非常の事態の発生により当該特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等に適用除外が設けられている。

注5) 区域の区分において第1号区域及び第2号区域の内容は以下に示すとおり。

第1号区域：振動規制地域における規制基準による区域のうち、次に示す区域

イ：第1種区域

ロ：第2種区域のうち、主として工業等の用に供されている区域を除く区域

ハ：第1種区域及び第2種区域のうち、学校教育法第1条に規定する学校、児童福祉法第7条に規定する保育所、医療法第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館法第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね80mの区域

第2号区域：指定地域のうち、上記第1号区域以外の区域

なお、第1種及び第2種区域は表 3.2.4-15 と同様である。

注6) 区域の区分は、平成9年3月31日 福岡市告示第78号に基づいて、表 3.2.4-15 に示す特定工場等の振動の規制基準に係る指定地域全域が第1号区域で、第2号区域は市内にはない。

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年11月10日 総令第58号)

(区域の区分：平成9年3月31日 福岡市告示第78号)

### 3) 道路交通振動の要請限度

「振動規制法」では、指定地域内における道路交通振動が表 3.2.4-17 に示す限度を超えることにより、道路周辺的生活環境が著しく損なわれると認める時には、市町村長は道路管理者に対し、当該道路の道路部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置をとるべきことを要請し、または都道府県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置(交通規制)を執るべきことを要請するものと定められている。

また、対象事業実施区域周囲における振動規制地域の指定状況は、図 3.2.4-5 に示すとおりである。

表 3.2.4-17 道路交通振動の要請限度

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間	夜 間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

注 1) 時間の区分は以下のとおりである。

昼間：午前 8 時から午後 7 時 夜間：午後 7 時から翌日午前 8 時

注 2) 第 1 種及び第 2 種区域とは、次に掲げる区域をいう。

第 1 種区域：主として第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域（容積率 200%）、市街化調整区域、都市計画区域外

第 2 種区域：近隣商業地域（容積率 300%）、商業地域、準工業地域、工業地域、工業専用地域

注 3) 区域の区分は、昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号に基づいて、表 3.2.4-15 に示す特定工場等の振動の規制基準の区域の区分による。

注 4) 時間の区分は、昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号に基づいて、表 3.2.4-15 に示す特定工場等の振動の規制基準の時間の区分による。

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 11 月 10 日 総令第 58 号）

（区域の区分：昭和 61 年 4 月 1 日 福岡市告示第 79 号）

（時間の区分：昭和 61 年 4 月 1 日福岡市告示第 79 号）

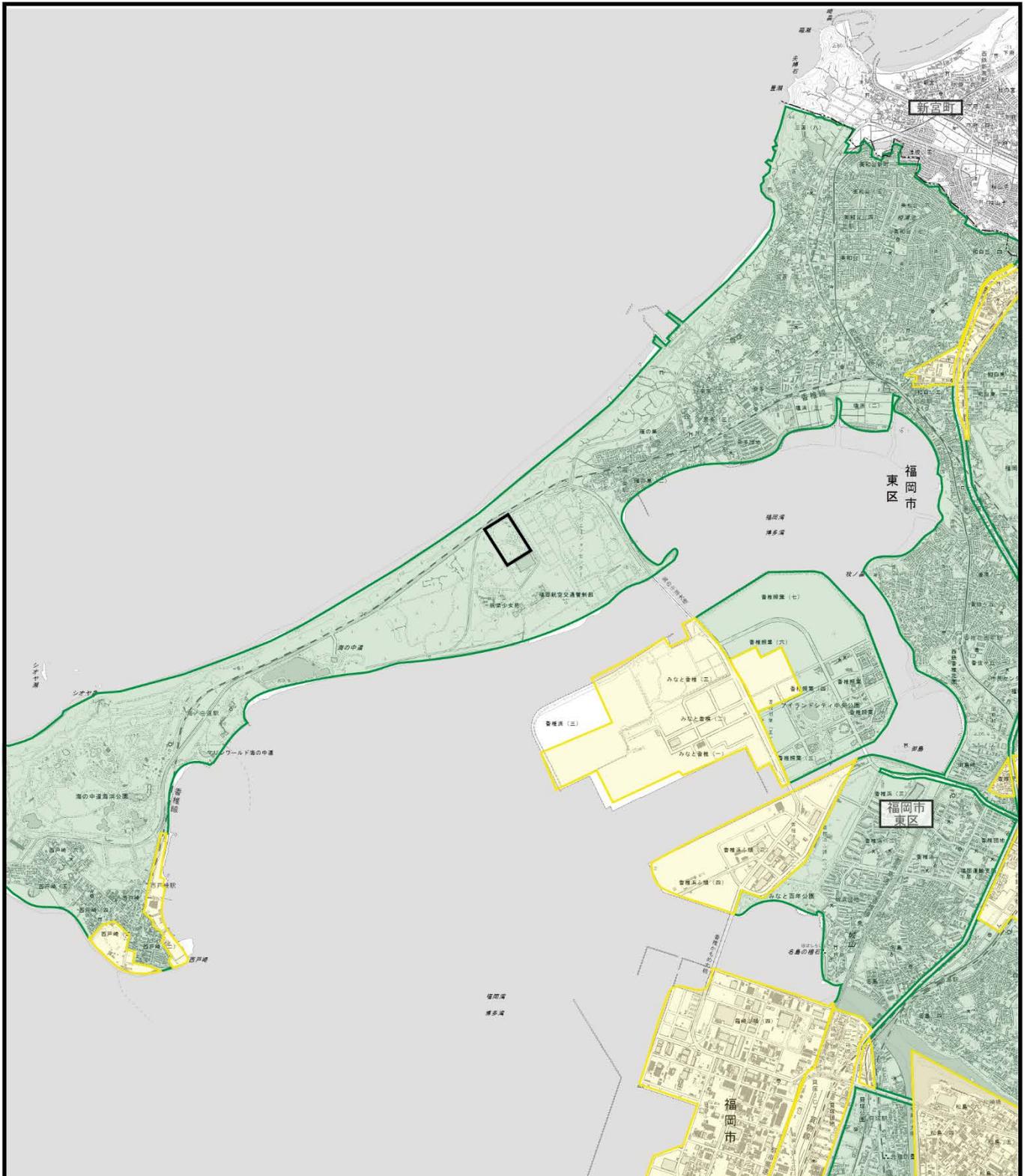


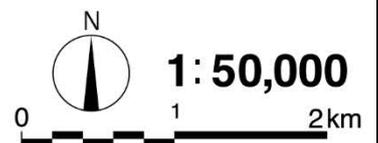
図 3.2.4-5 振動規制地域図

凡 例

: 対象事業実施区域  
 - - - - - : 市町村界

	特定工場等	特定建設作業	要請限度
	第1種区域	第1号区域	第1種区域
	第2種区域		第2種区域

※ 学校等の周囲80m以内の区域は第1号区域



出典：「騒音規定法及び振動規制法に係る指定地域図」(平成27年3月 福岡市)

## (6) 悪臭に係る規制

「悪臭防止法」(昭和46年6月法律第91号)の規定に基づき、福岡市では市内全域を規制地域に指定し、特定悪臭物質ごとに事業場の敷地境界の基準を定めている。特定悪臭物質の規制基準は、表3.2.4-18に示すとおりである。

表 3.2.4-18 悪臭に係る規制基準

○事業場の敷地の境界線の地表における規制基準(大気中の濃度の許容基準)

特定悪臭物質	指定地域の区分	規制基準 (ppm)
アンモニア		1.0
メチルメルカプタン		0.002
硫化水素		0.02
硫化メチル		0.01
二硫化メチル		0.009
トリメチルアミン		0.005
アセトアルデヒド		0.05
プロピオンアルデヒド		0.05
ノルマルブチルアルデヒド		0.009
イソブチルアルデヒド		0.02
ノルマルバレルアルデヒド		0.009
イソバレルアルデヒド		0.003
イソブタノール		0.9
酢酸エチル		3.0
メチルイソブチルケトン		1.0
トルエン		10.0
スチレン		0.4
キシレン		1.0
プロピオン酸		0.03
ノルマル酪酸		0.001
ノルマル吉草酸		0.0009
イソ吉草酸		0.001

出典：「悪臭防止法施行規則」(昭和47年5月30日総令第39号)  
(規制基準：福岡市告示82号)

### (7) 土壌の汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」(平成14年5月法律第53号)に基づき、土壌の汚染状態が基準に適合しない土地については、都道府県知事により、要措置区域又は形質変更時要届出区域(以下、要措置区域等という)の指定及び汚染の除去等の措置の指示がなされるほか、要措置区域等内の土地の土壌の搬出時には届出が義務付けられるなど、汚染土壌の搬出に係る規制等が定められている。

「土壌汚染対策法」に基づく、要措置区域の指定に係る基準は、表3.2.4-19に示すとおりである。

表 3.2.4-19 土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定に係る基準

特定有害物質	基準	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物		カドミウム 0.01mg/L 以下	カドミウム 150mg/kg 以下
六価クロム化合物		六価クロム 0.05mg/L 以下	六価クロム 250mg/kg 以下
シマジン		0.003mg/L 以下	-
シアン化合物		シアンが検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
チオベンカルブ		0.02mg/L 以下	-
四塩化炭素		0.002mg/L 以下	-
1,2-ジクロロエタン		0.004mg/L 以下	-
1,1-ジクロロエチレン		0.1mg/L 以下	-
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.04mg/L 以下	-
1,3-ジクロロプロペン		0.002mg/L 以下	-
ジクロロメタン		0.02mg/L 以下	-
水銀及びその化合物		水銀 0.0005mg/L 以下	水銀 15mg/kg 以下
うちアルキル水銀		検出されないこと	
セレン及びその化合物		セレン 0.01mg/L 以下	セレン 150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン		0.01mg/L 以下	-
チウラム		0.006mg/L 以下	-
1,1,1-トリクロロエタン		1mg/L 以下	-
1,1,2-トリクロロエタン		0.006mg/L 以下	-
トリクロロエチレン		0.03mg/L 以下	-
鉛及びその化合物		鉛 0.01mg/L 以下	鉛 150mg/kg 以下
砒素及びその化合物		砒素 0.01mg/L 以下	砒素 150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物		ふっ素 0.8mg/L 以下	ふっ素 4,000mg/kg 以下
ベンゼン		0.01mg/L 以下	-
ほう素及びその化合物		ほう素 1mg/L 以下	ほう素 4,000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル		検出されないこと	-
有機りん化合物		検出されないこと	-

出典：「土壌汚染対策法施行規則」(平成14年12月26日環令第29号)

### (8) 地下水の採取に係る規制

対象事業実施区域周囲において、「工業用水法」(昭和31年6月法律第146号)及び「建物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和37年5月法律第100号)に基づき、地下水採取が規制されている地域はない。

## (9) 自然環境法令等による指定状況

### 1) 自然公園、自然環境保全地域

対象事業実施区域周囲において、「自然公園法」(昭和32年6月法律第161号)に基づく自然公園は、福岡市東区に玄海国定公園が指定されており、その位置は、図3.2.4-6に示すとおりである。また、「自然環境保全法」(昭和47年6月法律第85号)及び「福岡県環境保全に関する条例」(昭和47年10月福岡県条例第28号)に基づく自然環境保全地域の指定地域はない。

### 2) 鳥獣保護区

対象事業実施区域周囲において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」(平成14年7月法律第88号)に基づく鳥獣保護区等が指定されており、その位置は図3.2.4-7に示すとおりである。

### 3) 保安林

対象事業実施区域周囲において、「森林法」(昭和26年6月法律第249号)に基づく保安林が指定されており、その位置は図3.2.4-8に示すとおりである。

### 4) 風致地区等

対象事業実施区域周囲において、「都市計画法」(昭和43年6月法律第100号)に基づく風致地区は、名島風致地区が指定されており、その位置は図3.2.4-9に示すとおりである。

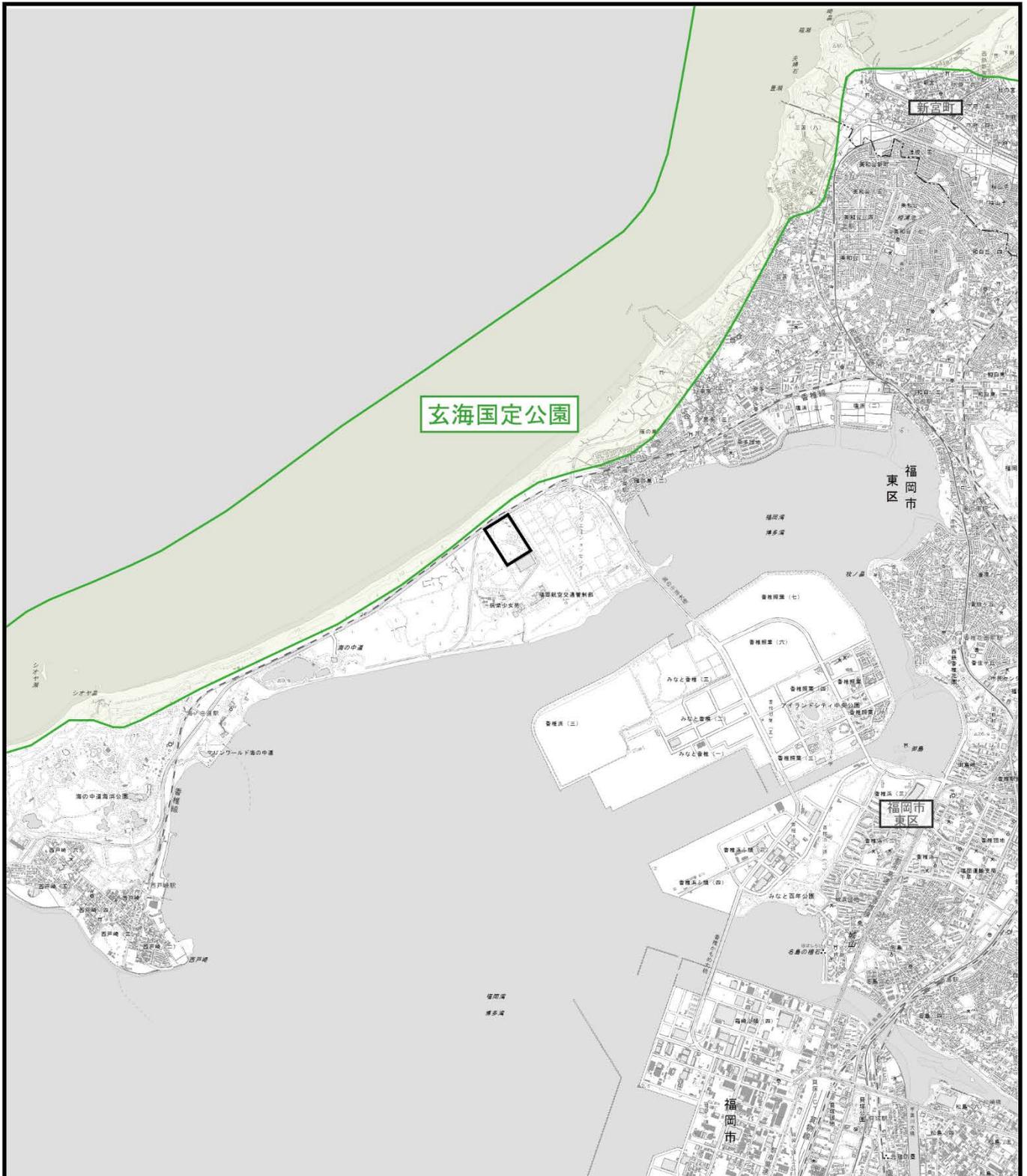
### 5) 景観形成地域

対象事業実施区域は、「福岡市景観計画」(平成24年4月)において、図3.2.4-10に示すとおり海浜ゾーンに位置しており、表3.2.4-20に示す規模の建築物等の新築、増築、改築や移転などが届出対象となっている。この届出対象行為の全てが景観法(平成16年6月法律第110号)による特定届出対象行為となっている。また、都市景観形成基本計画に基づく都市景観形成地域は、香椎副都心(千早)地区、アイランドシティ香椎照葉地区が指定されており、その位置は図3.2.4-10に示すとおりである。

表 3.2.4-20 福岡市景観計画に示されている届出が必要な行為・規模  
(大規模建築物等の行為の届出)

届出が必要な行為・規模 (大規模建築物等の行為の届出)		
建築物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超え、又は延べ面積が10,000m <sup>2</sup> を超えるもの	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超え、又は延べ面積が1,000m <sup>2</sup> を超えるもの	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン
	3 福岡市都市計画高度地区の許可を受けて建築物の高さの最高限度の規定を適用しないこととされた全ての規模のもの	
	4 建築基準法第59条の2第1項の規定による許可を受けた全ての規模のもの	
工作物	1 都心ゾーン、一般市街地ゾーン、港湾ゾーンにあっては、高さが31mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えとする。	都心ゾーン 一般市街地ゾーン 港湾ゾーン
	2 山の辺・田園ゾーン、海浜ゾーンにあっては、高さが10mを超えるものとする。ただし、工作物のうち、高架道路、高架鉄道、橋りょう、横断歩道橋その他これらに類するものについては、幅員が10mを超え、又は長さが30mを超えとする。	山の辺・田園ゾーン 海浜ゾーン

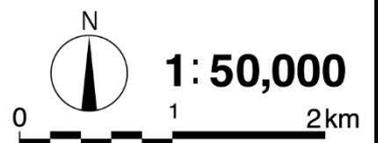
出典：「福岡市景観計画」(平成24年4月 福岡市)



凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 自然公園

図 3.2.4-6 自然公園の位置



出典:「福岡県の自然公園」(福岡県ホームページ)

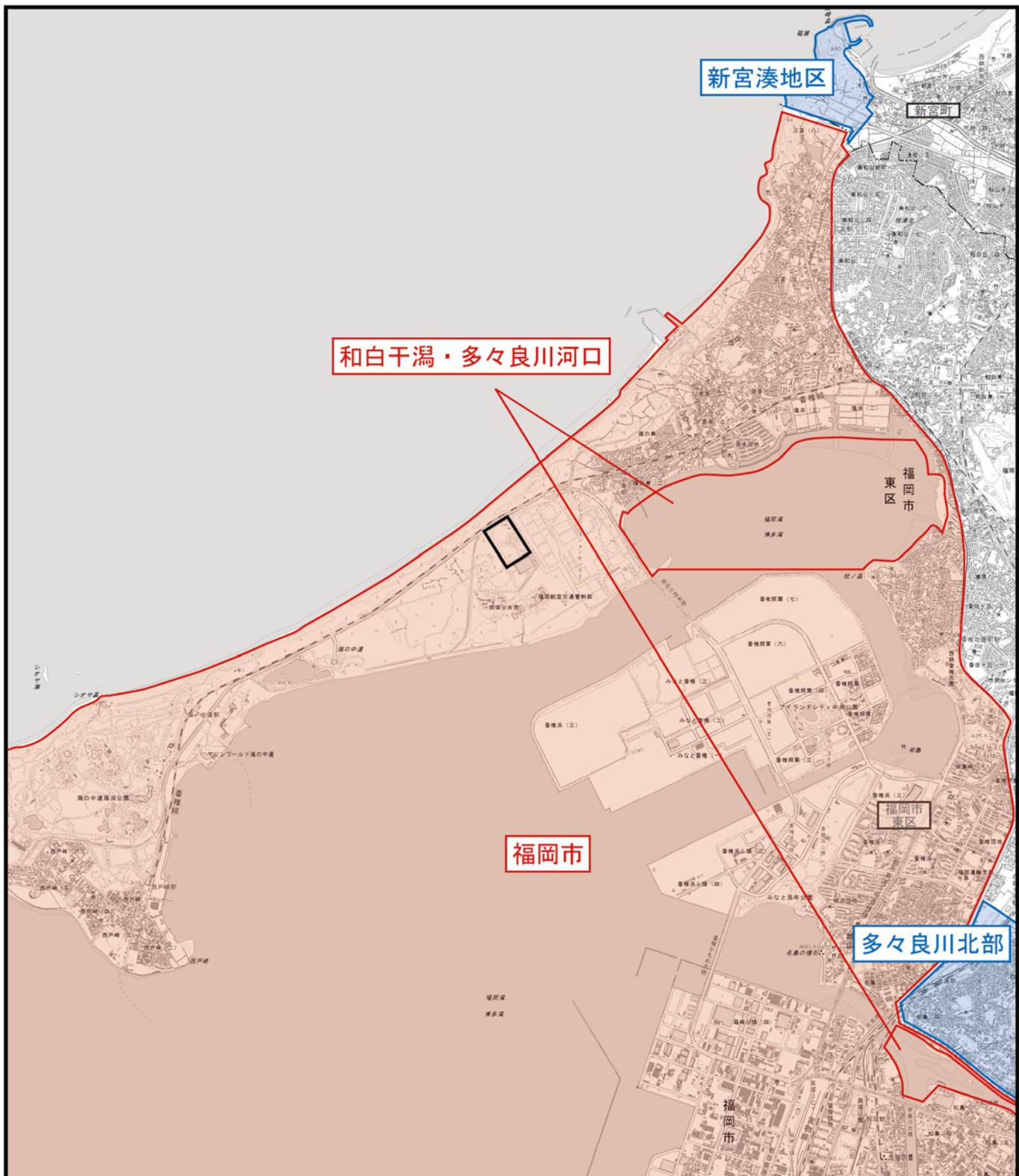
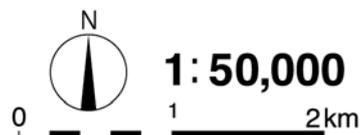


図 3.2.4-7 鳥獣保護区等指定状況

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 鳥獣保護区
- : 特定猟具（銃器）使用禁止区域



出典：「鳥獣保護区等位置図(平成26年度)」(平成26年9月 福岡県)

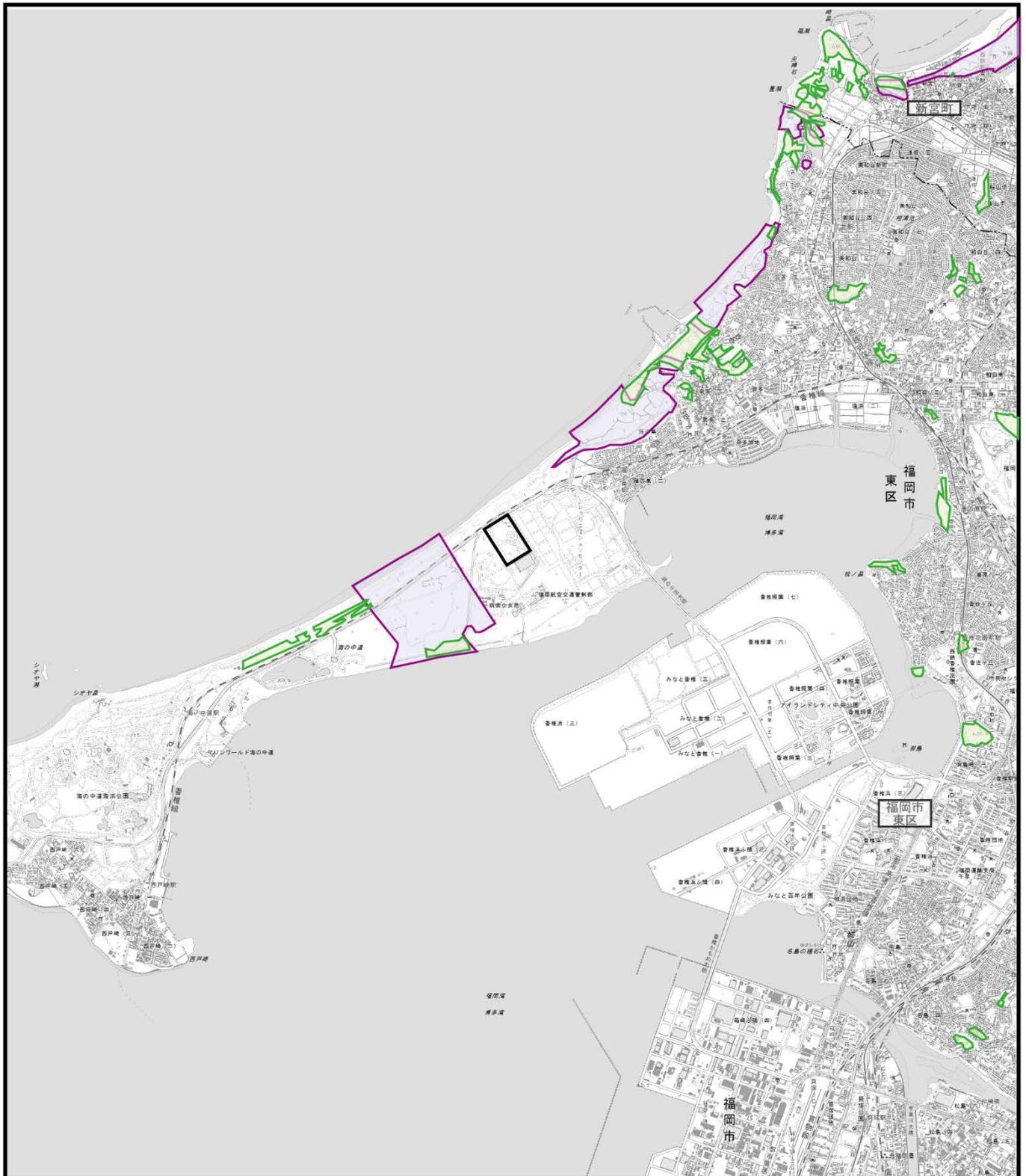
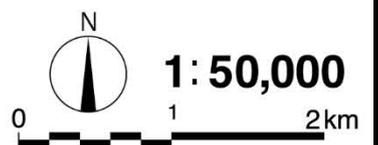


図 3.2.4-8 保安林指定状況

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 森林区域
- : 保安林



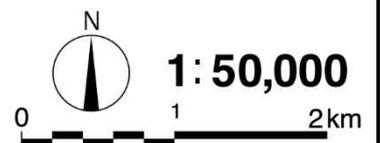
出典:「国土情報ウェブマッピングシステム」(平成23年度 国土交通省国土政策局国土情報化課)  
「森林計画図」(平成27年4月 福岡県農林水産部農山漁村振興課)



図 3.2.4-9 風致地区指定状況

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 風致地区



出典：「福岡都市計画総括図」（平成27年4月 福岡市）

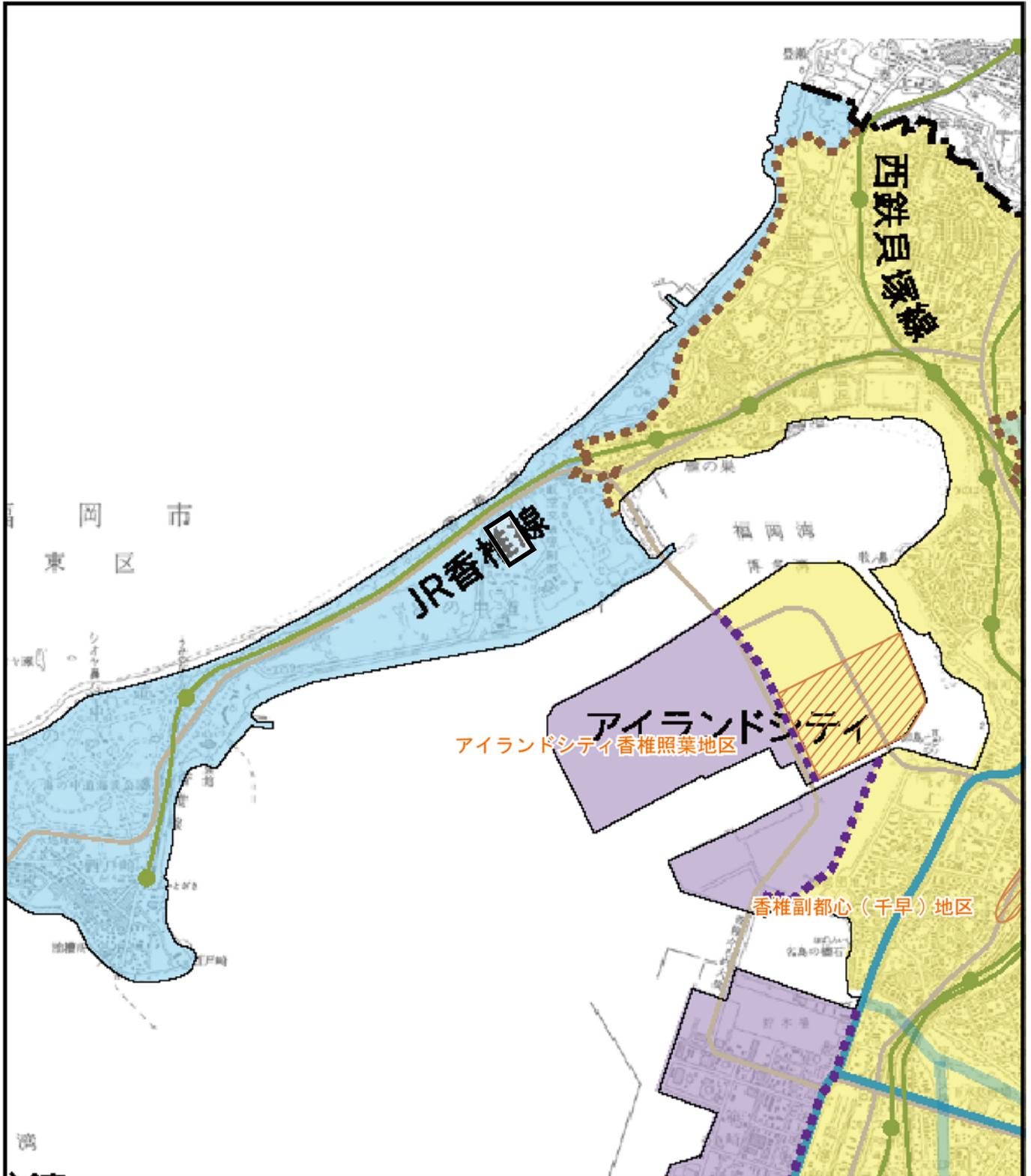


図 3.2.4-10 福岡市景観計画でのゾーン区分及び景観形成地区指定状況

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 景観形成地区

地域特性から分類したゾーン

- 都心ゾーン
- 一般市街地ゾーン
- 山の辺・田園ゾーン
- 海浜ゾーン
- 港湾ゾーン



出典：「福岡市景観計画」（平成24年4月 福岡市）

## (10) 文化財保護法に基づく史跡・名勝・天然記念物等

### 1) 指定文化財等

対象事業実施区域周囲における「文化財保護法」(昭和25年5月法律第214号)、「福岡県文化財保護条例」(昭和30年4月福岡県条例第25号)、「福岡市文化財保護条例」(昭和48年3月福岡市条例第33号)に基づく史跡・名勝・天然記念物等の指定状況は、表3.2.4-21(1)(2)及び図3.2.4-11に示すとおりである。

表 3.2.4-21 (1) 対象事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

区分	国指定	県指定	市町指定
建造物	0	0	0
史跡	1	0	0
名勝	0	0	0
天然記念物	1	0	0

出典：「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ、  
<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)  
「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ、  
<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)

表 3.2.4-21 (2) 対象事業実施区域周囲における指定文化財等の内容

番号	名称	指定	種別	所在
1	元寇防塁(地藏松原地区)	国指定	史跡	福岡市東区筥松4-1、箱崎6-8
2	名島の檣石	国指定	天然記念物	福岡市東区名島1丁目名島神社境内内及び公有海面

注) 番号は、図3.2.4-11中の地点に対応する。

出典：「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)  
「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)

### 2) 埋蔵文化財包蔵地

対象事業実施区域周囲における「文化財保護法」に基づく埋蔵文化財包蔵地は、「奈多砂丘B遺跡」があり、分布状況は図3.2.4-12に示すとおりである。

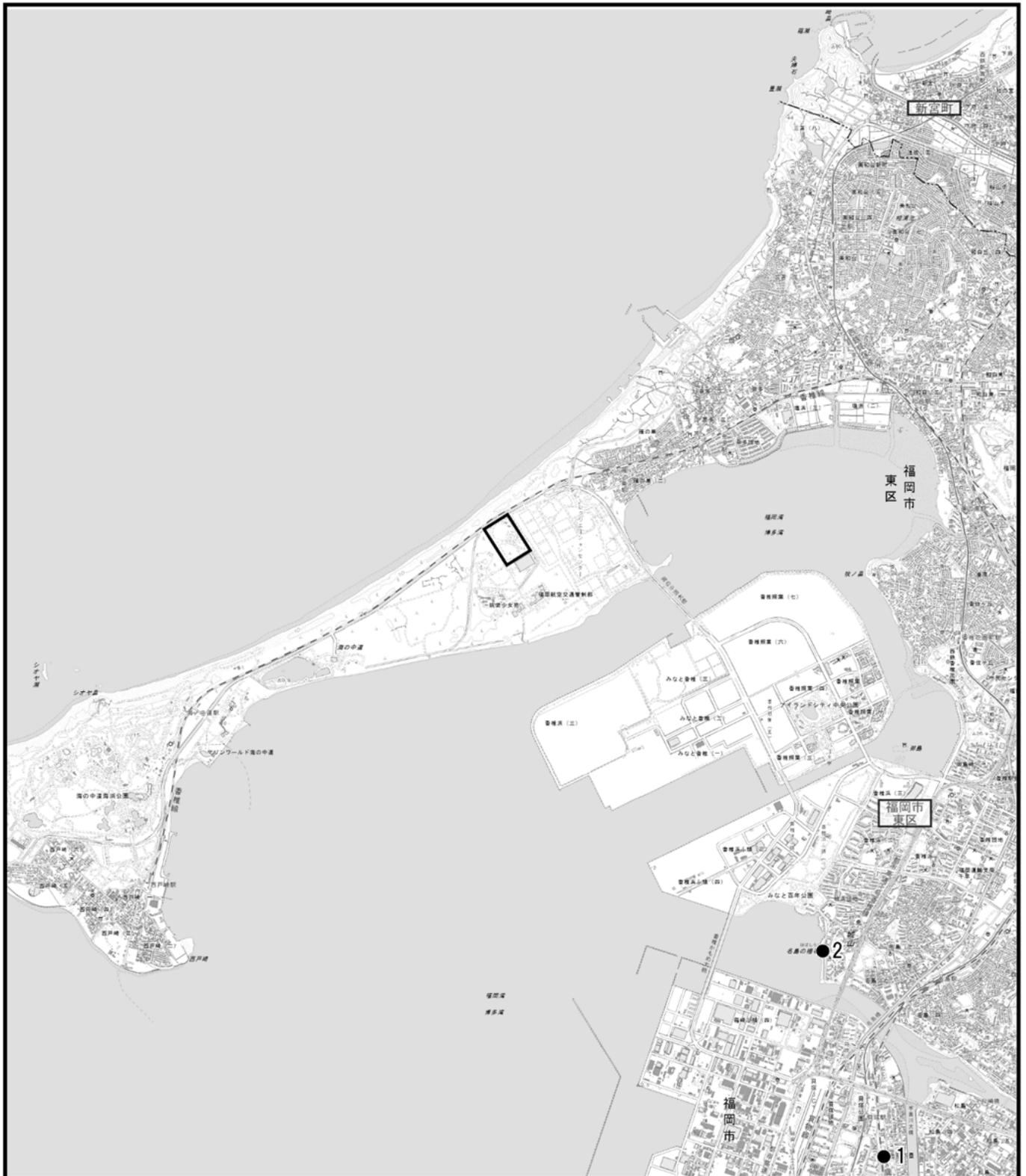


図 3.2.4-11 指定文化財位置図

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 指定文化財

注) 数字は、表 3.2.4-21 (2) の番号に対応する。



出典: 「福岡県の文化財」(福岡県ホームページ、<http://www.fsg.pref.fukuoka.jp/bunka/index.asp>)  
「福岡市の文化財」(福岡市経済観光文化局ホームページ、<http://bunkazai.city.fukuoka.lg.jp/>)

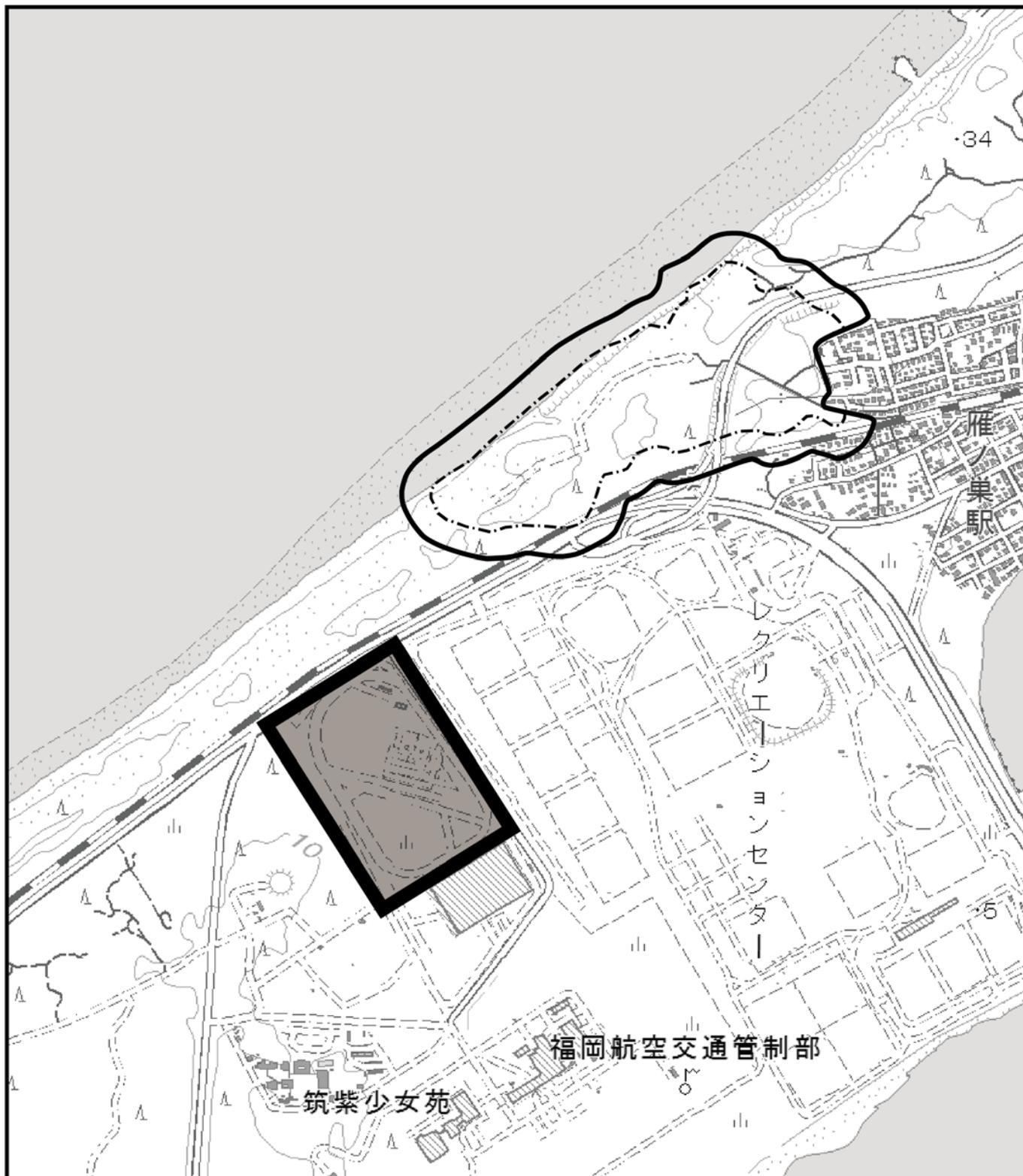
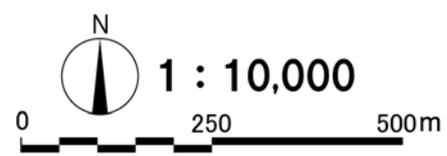


図 3.2.4-12 埋蔵文化財包蔵地の分布位置

凡例

- : 対象事業実施区域
- : 奈多砂丘B遺跡
- : 奈多砂丘B遺跡からの50mの範囲（工事前の事前審査が必要な範囲）



出典:福岡市資料(平成27年8月時点)

## (11) 防災関係の法令等による指定状況等

### 1) 急傾斜地崩壊危険区域

対象事業実施区域周囲における「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」(昭和44年7月法律第57号)に基づく急傾斜地崩壊危険区域の位置は、図 3.2.4-13 に示すとおりである。

### 2) 砂防指定地

対象事業実施区域周囲において、「砂防法」(明治30年3月法律第29号)に基づく砂防指定地は指定されていない。

### 3) 地すべり防止区域

対象事業実施区域周囲において、「地すべり等防止法」(昭和33年3月法律第30号)に基づく地すべり防止区域は指定されていない。

### 4) 地震等による被害予想等

「津波に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県)による津波の浸水予想図は、図 3.2.4-14 に示すとおりである。対象事業実施区域は、浸水による影響を受けると予想される範囲に含まれていない。

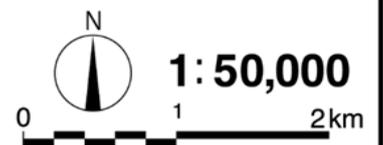
なお、地震による液状化については、「地震に関する防災アセスメント調査報告書」(平成24年3月、福岡県)によると、各想定地震により違いがあるものの、対象事業実施区域は、概ね「液状化危険度はかなり低い」に含まれる。



凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界
- : 急傾斜地崩壊防止区域

図 3.2.4-13 急傾斜地崩壊危険区域の指定状況



出典：「福岡県土整備事務所管内図」（平成26年3月 福岡県福岡県土整備事務所）

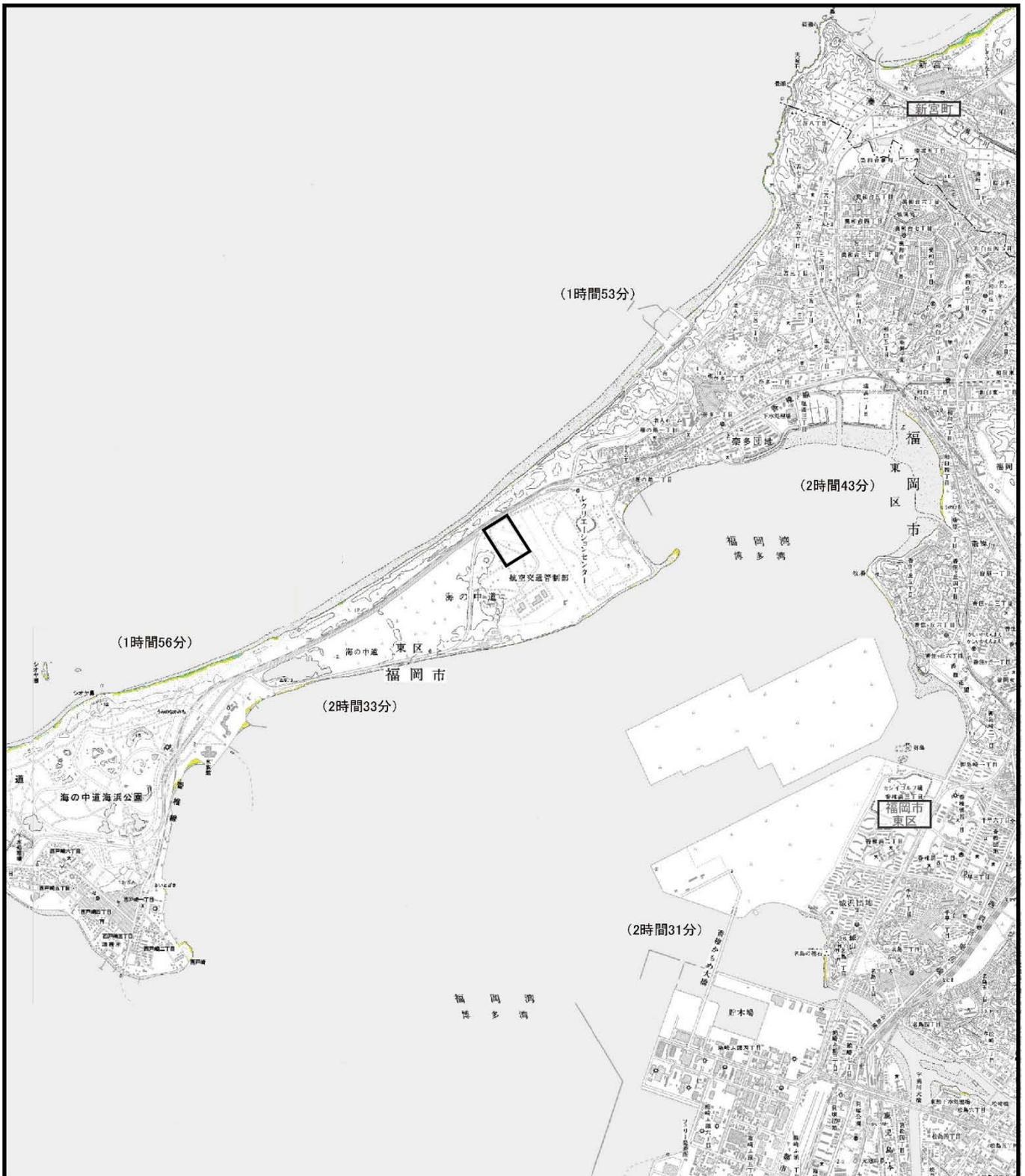


図 3.2.4-14 津波の浸水予想図

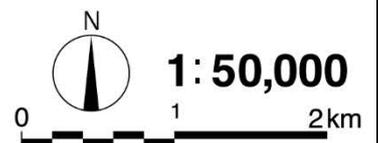
凡例

- : 対象事業実施区域
- : 市町村界

- 想定震源  
対馬海峡東の断層
- 初期潮位  
平均潮位

- 凡例
- 最大浸水深 (m)
- 0.0 - 0.5
  - 0.5 - 0.8
  - 0.8 - 1.2
  - 1.2 - 2.0
  - 2.0 - 5.0

- 津波到達時間  
(時間 分)



出典：「津波に関する防災アセスメント調査報告書」（平成24年3月 福岡県）

### 3.3 その他の必要な事項

#### (1) 公害苦情件数

福岡県における公害苦情件数の状況は、表 3.3-1 に示すとおりである。平成 25 年度に県内で受け付けられた公害の総苦情件数は 3,098 件あり、典型 7 公害（大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、地盤沈下及び土壌汚染）に係る件数は 1,965 件で、大気汚染が 754 件と最も多かった。

表 3.3-1 福岡県における公害苦情件数(平成 25 年度)

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	地盤沈下 ・土壌汚染	その他	合計
平成 25	754	384	494	24	297	12	1,133	3,098

出典：「平成 26 年版 環境白書」（平成 26 年 12 月 福岡県環境部環境政策課）

## (2) 地方公共団体等が実施する環境の保全に関する計画

### 1) 福岡県環境総合基本計画

福岡県は、行政の各分野における環境の保全と創造に関する共通認識を形成し、施策相互の連携に資するため、環境政策の長期的な目標と施策の具体的な方向性を明らかにした環境総合基本計画を平成7年に、第二次計画を平成15年に策定している。

第二次計画の期間中に、「身近な自然の保全・再生」、「水環境の保全」等のテーマにおいては改善が図られたが、「きれいな空気の確保」、「リユース・リサイクルの推進」、「温室効果ガスの排出削減」等においては目標達成には至っていない。これらの課題に加え、地球温暖化の進行による気候変動、資源やエネルギーの確保、地域固有の生態系のかく乱、越境大気汚染などの国境を越えた環境問題など、より深刻化した課題や新たな課題に直面している。このような今日の環境を取り巻く情勢に適切に対応し、福岡県の豊かで安全・安心な環境を将来世代に引き継いでいくため、第三次福岡県環境総合基本計画として平成25年に策定されている。

第三次福岡県環境総合基本計画では、7つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿とそれを実現するための21のテーマを設けている。また、計画期間は、平成25～29年度とされている。

#### 《7つの柱と21のテーマ》

##### 1 低炭素社会の構築

- ①地球温暖化の緩和、適応のための総合的な対策の推進
- ②省エネルギーの推進
- ③多様な低炭素型エネルギーの確保
- ④温室効果ガス吸収源の確保、長期固定化の推進

指標	現状	平成29年度目標
温室効果ガス排出量	5,981万トン (平成22年度)	温暖化対策実行計画 において設定予定

##### 2 循環型社会の構築

- ①資源消費抑制、資源循環利用システムの構築
- ②資源循環利用に関する産業の育成

指標	現状	平成29年度目標	備考
産業廃棄物の排出量、 再生利用率	10,689千トン 54% (平成22年度)	14,454千トン 61% (平成27年度)	廃棄物処理計画改 定時に再検討予定

3 自然共生社会の構築

- ①生物多様性保全・再生のための総合的な対策の推進
- ②自然と調和した基盤整備、まちづくりの推進
- ③自然と調和した農林水産業の推進
- ④多様な機能を有する森林の保全

4 健康で快適に暮らせる生活環境の確保

- ①測定・監視体制の構築と状況の把握、情報の提供
- ②廃棄物の適正処理や環境保全への各種対策の実施と情報の提供
- ③越境問題対策の推進

指標	現状	平成 29 年度目標
<b>環境基準の達成率</b> [大気、水質、ダイオキシン類、 騒音]	大気 (SPM、NO <sub>2</sub> : 48.6% (全地点)) 水 (BOD、COD : 78.3% (全地点)) ダイオキシン類 (大気、公共用水域 水質、公共用水域底質、地下水、 土壌 : 全項目 100%) 騒音 (自動車騒音 91.1%) (平成 23 年度)	<b>環境基準の達成・維持を図る</b>

5 国際環境協力の推進

- ①環境関連技術・ノウハウを活用した国際協力の推進
- ②民間国際環境協力の促進

6 よりよい環境を実現するための地域づくり・人づくり

- ①地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進
- ②環境を考えて行動する人づくりの推進

7 環境負荷を低減する技術・産業の振興

- ①環境関連技術の実用化・普及、環境関連産業の振興、海外展開の支援
- ②エコタウンを核とした環境関連産業の拠点化
- ③クリーンエネルギーの普及、関連産業の育成
- ④環境に配慮した農林水産業の振興

## 2) 福岡県廃棄物処理計画

福岡県では、廃棄物処理法第5条の5第1項の規定に基づき、平成24年3月に平成27年度までを計画期間とする「福岡県廃棄物処理計画」を策定している。

この計画では環境分野における基本計画である福岡県環境総合基本計画を支える計画として、3R（排出抑制、再使用、再生利用）を推進し、さらに、廃棄物の適正な処理を行うことにより福岡県が目指す循環型社会の形成を実現するために、廃棄物行政の分野における諸施策を整理して提示している。

### 《一般廃棄物の平成27年度の目標》

<p>1 ごみ総排出量：平成20年度比約11%減（1,734千t）          ※ 平成20年度に国の目標（平成19年度比5%減）を達成済み。過去の実績に基づき、今後の削減努力を前提に将来の目標値を設定。</p> <p>2 再生利用率：ごみ総排出量の25%（434t）（国と同じ。）</p> <p>3 最終処分量：平成20年度比10%減（204千t）（国と同じ。）</p>		
区 分	本県の 27年度目標値	国の 27年度目標値
ごみ総排出量の増減率（20年度比）	-11%	0%
再生利用率（ごみ総排出量比）	25%	25%
最終処分量の増減率（20年度比）	-10%	-10%

### 《産業廃棄物の平成27年度の目標》

<p>1 排出量：平成20年度比5%増（14,454千t）（国と同じ。）</p> <p>2 再生利用率：排出量の61%（8,817千t）          ※ 本県の平成20年度実績と同じ。</p> <p>3 最終処分量：平成20年度比6%増（1,058千）（国と同じ。）</p>		
区 分	本県の 27年度目標値	国の 27年度目標値
排出量の増減率（20年度比）	+5%	+5%
再生利用率（排出量比）	61%	53%
最終処分量の増減率（20年度比）	+6%	+6%

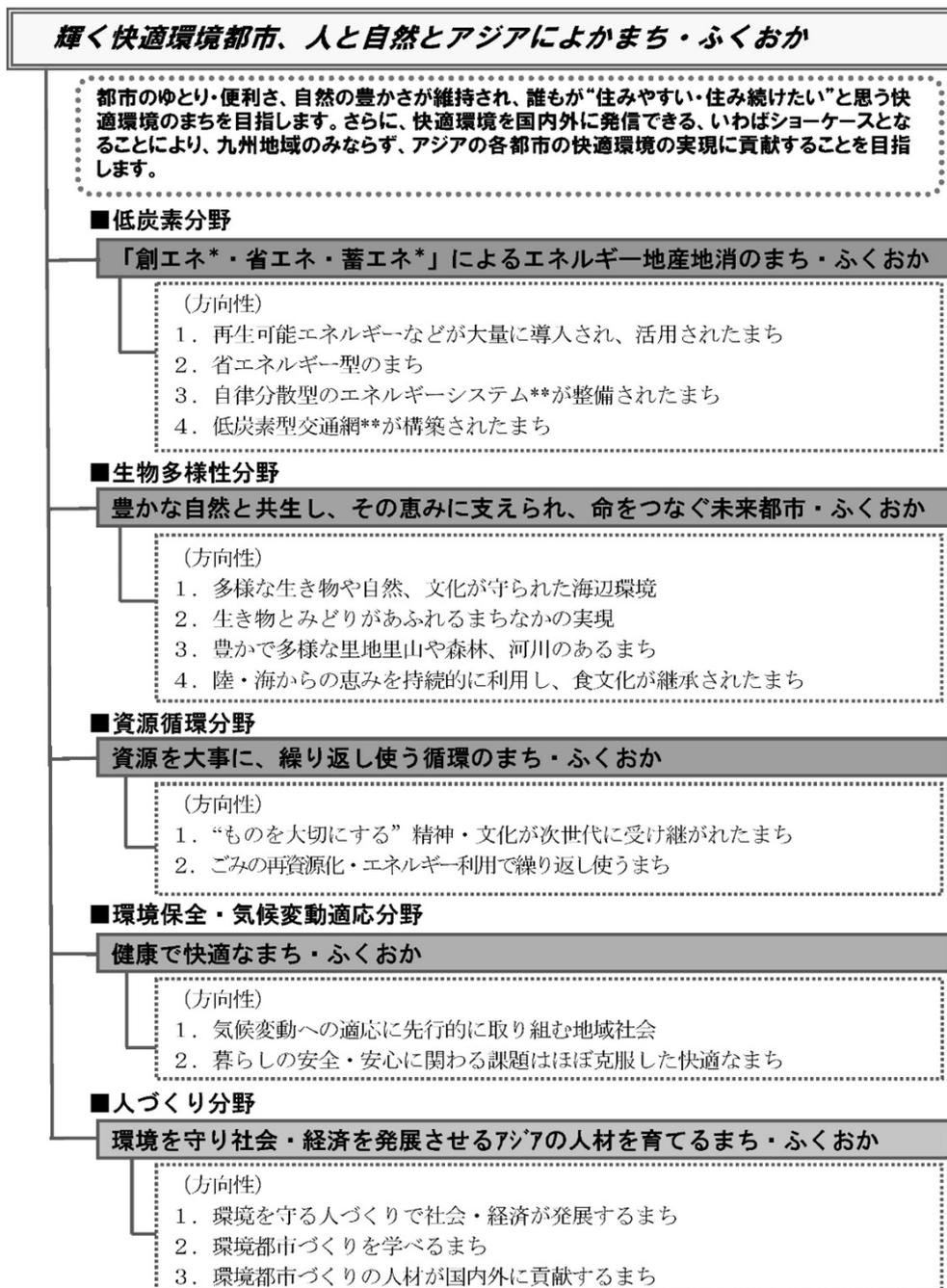
### 3) 福岡市新世代環境都市ビジョン

福岡市では、複雑・多様化する環境問題と、関連する社会・経済の情勢の変化に対応しながら、長期的展望に立って環境都市づくりを推進するための指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」が平成 25 年 3 月に策定されている。

この計画では、「福岡市環境基本計画（第 2 次）」の「めざすべき姿」などを引き継ぎながら、一方で、社会・経済と環境の統合的向上による新たな価値の創出を目指している。そのため、従来の環境分野に比べ、安全・安心、ビジネス、交通、教育等の社会・経済の要素もより幅広く取り込む形で、平成 62 年の将来像が設定され、取組の方向性が示されている。

また、環境基本計画や環境分野の個別計画だけでなく、今後、策定・改定される他の行政分野の計画においても、環境都市づくりの面で指針となるものと位置づけられている。

#### 《取組の方向性》

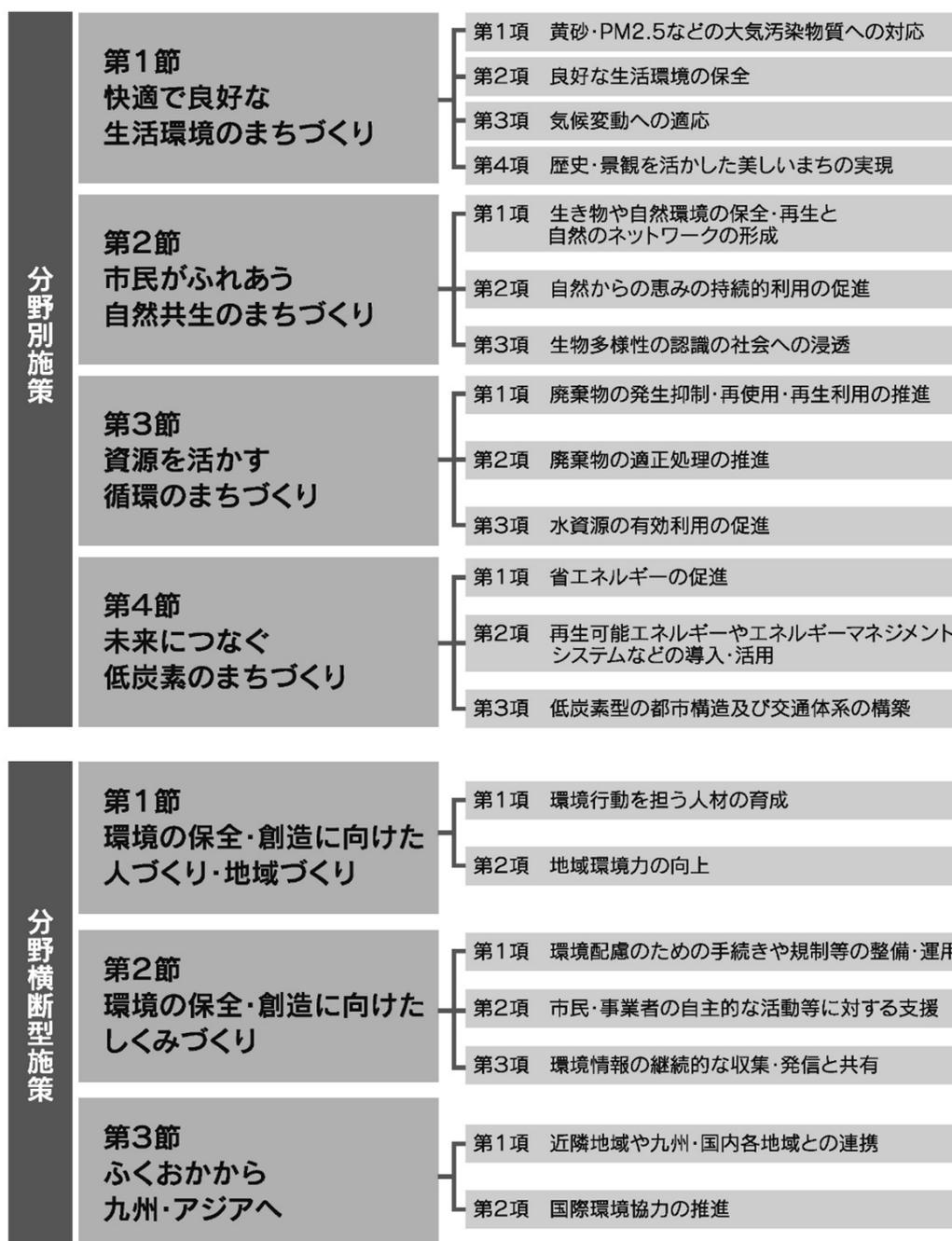


#### 4) 福岡市環境基本計画（第三次）

福岡市では、「福岡市環境基本条例」（平成8年9月福岡市条例第41号）に基づき「福岡市環境基本計画」を策定している。この計画は、「福岡市基本計画」を環境面から総合的・計画的に推進するための基本指針として、「福岡市新世代環境都市ビジョン」と並んで、環境分野における部門別計画・指針等として位置づけられる計画である。平成9年に環境基本計画（第一次）、平成18年に環境基本計画（第二次）を策定し、平成26年に環境基本計画（第三次）を策定している。

この計画では、「めざすまちの姿」「環境施策の分野別のまちの姿」の実現に向けて、市民・事業者・行政など各主体が、それぞれの果たすべき責務と公平な役割分担の下、自主的かつ積極的な取組みを進めていく方向性を示している。また、「福岡市環境基本条例」第7条第6項に基づき策定された部門別計画の上位計画となる。

#### 《施策の体系》



## 5) 福岡市環境配慮指針（改訂版）

福岡市では、「福岡市環境基本計画」に示す環境像「ときを超えて人が環境と共に生きるまち」を実現するために、公共の都市基盤整備事業や民間の開発事業の「構想」「計画」「実施」に当たり、環境に配慮すべき事項を具体的に示し、これらの事業が環境と調和のとれたまちづくりへと結びつくように誘導するための指針として「福岡市環境配慮指針」（平成19年2月第二次改訂）を策定している。

この指針では、自然的・社会的条件を考慮して、市域を大きく4つのゾーンに区分し、各ゾーンの特性に従い、それぞれの地域に必要な環境配慮の方向を示している。

### 《ゾーン別環境配慮方向》

#### 内陸部

『人が日常の中で身近な生きものと出会える、自然とのふれあいにあふれるまち』

### 《事業別環境配慮事項》

#### 交通基盤整備事業

##### A 生物の多様性

- ①生物の生息・生育地の保全
- ②周辺樹林地の保全
- ③生物の生息・生育条件への影響の軽減
- ④動物の移動経路の確保
- ⑤小動物の行動習性に配慮した付帯施設の設置
- ⑥生物の生息環境に広がりを持たせる
- ⑦貴重種・希少種の保存
- ⑧外来種の侵入防止
- ⑨植栽管理
- ⑩生物の生息状況の調査

##### B 地形・景観・自然とのふれあい等

- ①地形の改変の最小化
- ②周辺の自然景観との調和
- ③良好な自然景観の創出
- ④周辺の都市景観との調和
- ⑤良好な沿道景観の整備
- ⑥市民のレクリエーション活動を考慮した施設の整備
- ⑦良好な音環境の創出

##### C 生活環境・廃棄物・環境への負荷

- ①車両通行に伴う騒音・振動、排ガス、粉じんの影響軽減
- ②施工時の騒音・振動、排ガス、汚濁水、粉じんの発生・拡散の抑制又は防止
- ③資材の再利用の推進
- ④建設副産物の発生抑制及び適正処分
- ⑤ヒートアイランド現象の影響軽減
- ⑥周辺住環境への配慮
- ⑦建築物の解体時の注意
- ⑧歩行者の安全
- ⑨周辺地域の交通流に与える影響軽減

## 6) 福岡市地球温暖化対策地域推進計画（第三次）

福岡市は、本計画を「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）第20条に規定される計画として位置づけ、平成18年に策定している。

本計画は、「福岡市環境基本条例」に定められた「福岡市環境基本計画」を推進するための地球温暖化対策についての部門別計画として位置づけられている。

本計画では、以下の目標と数値目標を掲げ、温室効果ガス削減施策については、家庭部門、業務部門、運輸（自動車）部門、その他に分けて整理している。

### 《目標》

「気候変動に関する国際連合枠組条約」を踏まえ、大気中の温室効果ガスの濃度を安全な水準で安定化させることを最終目標とし、地球温暖化対策推進法に基づく京都議定書目標達成計画の目標等を達成できるように、市内の温室効果ガス排出量を削減することを目標としている。

### 《数値目標》

#### ■図 数値目標のまとめ

\*数値目標の削減割合は現況年度(2004年度)を基準としています

重点部門	二酸化炭素
	家庭部門 : 世帯あたりの二酸化炭素排出量を8%削減する 業務部門 : 床面積あたりの二酸化炭素排出量を14%削減する 運輸（自動車）部門 : 1台あたりの二酸化炭素排出量を8%削減する
	二酸化炭素
重点部門以外	産業部門、エネルギー転換部門、廃棄物部門 : 産業部門等その他部門の二酸化炭素排出量は現況年度以下とする
	二酸化炭素以外の温室効果ガス
	メタン、一酸化二窒素、代替フロン（3ガス）の排出量を22%削減する

## 7) 生物多様性ふくおか戦略

### ア. 戦略の位置づけ

本戦略は、「生物多様性基本法」第13条に定められた生物多様性地域戦略であり、「生物多様性国家戦略」を踏まえて、平成24年8月に策定されたものである。

また、「福岡市新・基本計画」並びに「福岡市環境基本条例」に基づいて策定している「福岡市環境基本計画」を踏まえ、福岡市の生物多様性の保全と持続可能な利用を促進することで本市の魅力を増進するという観点から、行政・まちづくりの基本的方向性を示すものである。

### イ. 戦略の概要

#### ア) 戦略の期間

多くの生物が複雑に絡み合い構成されている生物多様性を維持・向上していくためには、非常に長い期間と継続的な取組みが必要であると考えられる。また、上位に位置づけられる「生物多様性国家戦略」が「100年後も豊かな生物多様性を守り続けるために」という考えに基づいて策定されていることも踏まえ、本戦略の期間も100年間とし、長期目標の100年後を見据えつつ、当面10年程度の取組みをとりまとめている。

#### イ) 戦略の対象地域

本戦略の対象地域は、福岡市新・基本計画の対象とする福岡市全域とする。

ただし、生物多様性に関する問題は、山地の連なりや河川の流域など行政区域の外側とも密接な関係を持つほか、野生生物、人、ものの移動を介した国内外の生物多様性への影響なども考慮する必要があることから、対象地域を越え、広域に視野を広げた取組みも検討している。

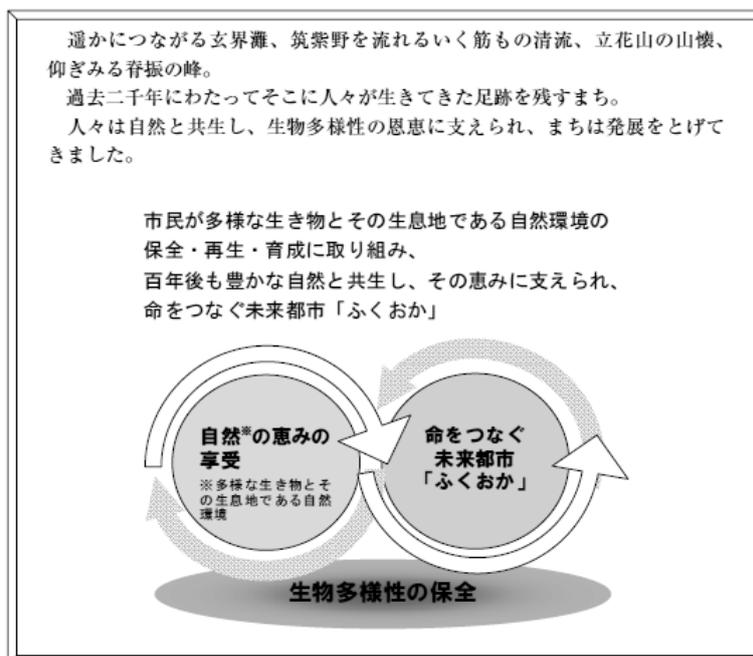
#### ウ) 戦略の理念

本戦略の理念として「生物多様性国家戦略」の「生物多様性の保全及び持続可能な利用の理念」を以下のとおり示している。

- ①すべての生命が存立する基盤を整える
- ②人間にとって有用な価値を持つ
- ③豊かな文化の根源となる
- ④将来にわたる暮らしの安全性を保証する

また、100年後の将来像を掲げ、さらに生物多様性の観点から市域を8つに区分し、各区分の地域特性に従い、それぞれの地域別に目標を示している。

## 《100年後の将来像》



### ウ. 戦略の方向性

福岡市の生物多様性のポテンシャルを踏まえ、当初10年間の施策の方向性を次のように定めている。

- ①市民が生物多様性を理解し、その保全の重要性を認識し、行動できるよう生物多様性を広く社会に浸透させる
- ②ふくおかの魅力が生物多様性の恵みに支えられていることを理解し、重要性を認識できる人や組織の形成を支援する
- ③海洋、島しょ、干潟、平野、丘陵、山地、河川など、ふくおかの多様な生物の生息環境を守るとともに、中心市街地や港湾地域においては、再生・復元を行い、山、川、平野、海をつなぐのを確保する
- ④動物、水生生物、植物などふくおかの貴重な生きものを守り、豊かな生物相の回復を目指す
- ⑤ふくおかの地理的特性を活かして生物多様性に配慮したまちづくりを推進する
- ⑥安心して暮らせるふくおかの都市基盤をつくる
- ⑦生物多様性の恵みを活かしてふくおかの魅力を増進する
- ⑧生物多様性に育まれてきたふくおか固有の文化を継承する
- ⑨生物多様性の恵みを活かして新たなふくおかの文化を創造する
- ⑩ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域との協力関係を構築し、連携した取組みを推進する
- ⑪ふくおかの生物多様性を支える多様な主体、多様な地域と連携していくための仕組みやルールを構築する

## 8) 新循環のまち・ふくおか基本計画(第4次福岡市一般廃棄物処理基本計画)

福岡市では、平成16年12月に第3次の一般廃棄物処理基本計画となる「循環のまち・ふくおか基本計画」を策定し、循環型社会の構築に向け、ごみの削減目標を掲げるとともに、市の特性を踏まえ、市民・事業者と協働して、3Rの推進に取り組んできた。

第4次計画(平成23年12月)においては、地球温暖化防止への配慮や循環型社会ビジネス振興など新たな視点も加味して、新たな、ごみ減量・リサイクルの数値目標を設定し、その達成に向けた重点施策として、家庭ごみについては、2R(リデュース・リユース)に重点をおいた3Rの意識向上と行動促進のための啓発を行うとともに、事業系ごみについては、資源化の余地があるごみの減量・資源化を促進することを目的としている。

### ア. 計画の概要

#### ア) 目標年次

西部工場の更新時期(平成39年)、人口のピーク予測(平成35年)、循環型社会形成推進基本法に基づく第2次循環型社会形成推進基本計画による中長期的なイメージの時期(平成37年)を考慮して、平成21年度を基準年次とし、計画期間を平成24年度から平成37年度までの14年間としている。また、平成27年(第1次)、平成32年(第2次)に中間目標を設定している。

#### イ) 基本方針

「元気が持続する循環のまち・ふくおか」の実現に向け、次の3つの基本方針に基づき取り組む。

- ①循環型社会づくりのさらなる推進
- ②処理の優先順位に基づく適正処理の推進
- ③持続可能な社会の実現に向けた施策の推進

##### i) 計画の目標

本計画の数値目標として、ごみ処理量を平成21年度の約58万トンから約11万トン削減し、平成37年度には約47万トン以下となることを目指す。

また、ごみのリサイクル率は平成21年度の28%から10ポイント向上させ、平成37年度には38%以上となることを目指す。

さらに、ごみ減量に向けた3Rの取組状況及びごみの適正処理の取組状況について、多面的に把握し、これを施策に反映させるため、6つの取組指標(3R率、3R実践度、有害廃棄物分別の実践度、家庭ごみの容積、埋立処分量、温室効果ガス排出量)を設定する。

### イ. 施策展開

目標達成に向け、以下に示す「4つの柱」を連携させた施策を展開する。

- ①市民・事業者の自主的・自発的な取組みの促進
- ②3Rの基盤整備
- ③経済的手法の活用
- ④人づくり